

第 1 回

ジェット口環境社会配慮ガイドライン策定委員会

平成 1 8 年 1 0 月 2 7 日 (金)

独立行政法人 日本貿易振興機構

午後 2時05分開会

事務局（植田） それでは、まだ全員そろっておられませんでしたが5分過ぎてしまいましたので、始めさせていただきたいと思います。

私、ジェット口総務部におきまして環境社会配慮ガイドラインの事務局を務めております主幹の植田と申します。よろしくお願いいたします。

まず会議の開始に先立ちまして、幾つか事務連絡をさせていただきます。本日の会議でございますけれども、議事録作成のために録音をさせていただきます。机にありますマイク、こちらは録音のためのマイクでございますので、特に操作は不要でございますので、そのままお話になっていただければと思います。

それから、本日お手元にお配りしている資料につきまして確認をさせていただきます。

一つが、本日のプログラムを記した紙でございます。それからもう一つ、ジェット口環境社会配慮ガイドライン策定委員会設置について（案）というのをお配りしております。2ページ目には委員の皆様の名簿がついております。それから3つ目、少し厚い資料でございますけれども、ジェット口の組織と事業のご紹介ということで資料を配らせていただいております。

それから、一応郵送でお送りしておりますけれども、ジェット口のパンフレットをお手元にお配りしておりますので、ご参照ください。もし足りないもの、落丁等ございましたら事務局までお知らせいただきますようお願いいたします。

それでは、プログラムに従いまして進めさせていただきます。

まず会議の開催に当たりまして、日本貿易振興機構、ジェット口理事の住吉より一言ごあいさつ申し上げます。

住吉理事 どうも委員の皆様こんにちは。ジェット口の理事をしております住吉でございます。よろしくお願いいたします。

本日、大変皆さんお忙しい中、このジェット口の環境社会配慮ガイドライン策定委員会にご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。心より御礼申し上げます。

皆様ご存じと思いますが、ジェット口は、貿易及び投資の振興機関としまして、対日投資の促進、それから中小企業等の輸出の支援、開発途上国の経済開発に関する支援、それから海外経済情報の収集あるいは分析など大変広範な事業を行っております。こうした事業の内容は、調査研究あるいは商談機会の提供、それから人的交流、等々をやっております、それらの多くが基本的には環境社会への負荷を及ぼすことは非常に少ないであろうというふうに考えられることから、これまで環境社会配慮の手续を構築するには、残念ながら至りませんでした。

しかしながら、ジェットロも中央官庁からの受託事業等で海外相手国の環境社会に負荷を及ぼす可能性のあるプログラムにかかわることもあるということから、独立行政法人としての社会的な責任を自覚をいたしまして、かかるプロジェクトが当該国の環境社会配慮に及ぼす負荷を回避し、またそれを最小限に抑えるために環境社会配慮ガイドラインの策定作業を開始したいということでございます。

このたびは、大学あるいはN G O、民間団体、産業界、政府機関そして政府より各分野におきまして、大変な知見とご経験をお持ちの方々に委員といたしましてお集まりをいただいております。どうか本日、ここにスタートいたします本委員会におきまして、活発にご御議論をいただきまして、ジェットロの実態に合いました実効性のある環境ガイドラインの策定に向けまして積極的なご助言、ご提言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

事務局（植田） 続きまして、本日第1回目でございますので、ご参加いただいております委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思っております。

配付させていただいております名簿順にお名前をお呼びいたしますので、各自より一言お言葉をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

まず東京工業大学教授の原科幸彦先生、お願いします。

原科委員 原科でございます。

私は、東京工業大学で総合理工学研究科におります。東京工業大学のメインのキャンパスは目黒区大岡山で南北線で1本なんですけれども、私のところは横浜の緑区のすずかけ台という東急の沿線です。そちらにございます。この研究科には環境関係の専攻が多くございまして、11専攻のうち4専攻が環境関係でございます。ということで、本学では環境研究はこちらの方が中心になっております。その中の環境理工学創造専攻というところにおりまして、私の専門は環境計画や政策なんです、住民参加とか合意形成の問題を中心にやってまいりました。ということで、環境アセスメントは大変な重要な手段ということで、そういった研究をやっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（植田） どうもありがとうございました。

続きまして、早稲田大学教授の村山武彦先生でございますが、本日は少し遅れてご参加される旨ご連絡をいただいております。後ほどお見えになってからごあいさつをいただきたいと思います。

続きまして、明治大学法科大学院教授の柳憲一郎先生、よろしくお願いします。

柳委員 ご紹介いただきました柳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

法科大学院も、今年初めて法曹を世の中に送り出すということで試験が終わったところですが、けれども、幸いにしてといたしますか、ジェット口でも大井君がお手伝いしていると思いますが、私のところで環境法をいろいろ勉強してきた学生だったわけですが、環境法という学問自体は非常に新しい、そういう意味で先端的な学問というふうに言われておりますけれども、これからそういった環境にかかわる法曹が世の中にたくさん出るということ、従来公害弁護士とは違う環境に対する広い視野を持った学生が出て行かろうと、そういう人が法曹の担い手になっていくということに私たちは教育上で支援をしていく、そういったことで日夜奮闘をしているという状況です。

アセスメントにつきましては、個人的にもいろいろ研究をしてきましたので、何らかのお手伝いができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（植田） ありがとうございます。

続きまして、東京大学大学院教授の吉田恒昭先生、よろしくお願いいたします。

吉田委員 吉田でございます。

私は、どちらかという現場から大学に戻った者でございます。16年ほどアジア開発銀行にありまして、プログラムとプロジェクトの方を担当しました。最後はディレクターで、フォレストリー・アンド・ナチュラル・リソース・ディビジョン、そういう意味で環境の分野も担当していたと。現在は開発プロジェクト論とインフラと開発論、どちらかという開発をプロモートする立場です。こういう意見交換と交流の委員会を通じて、私自身も幅を広げたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局（植田） 続きまして、関西NGO協議会、提言専門委員の川村暁雄様、よろしくお願いいたします。

川村委員 紹介いただきました川村です。よろしくお願いします。

私は、仕事としては神戸女学院大学というところで教員をやってありまして、関西NGO協議会でも研究の面でも、開発、人権、参加というようなテーマでずっとかかわってきております。JICAの環境社会配慮審査会にいたということもあって、そういうような経験も、もし生かすことができればというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

事務局（植田） ありがとうございます。

続きまして、メコン・ウォッチ代表理事の松本悟様、よろしくお願いいたします。

松本委員 初めまして、今ご紹介いただきました松本です。

メコン・ウォッチというのは、その名のとおりに東南アジアのメコン川流域で活動しているということから、この名前があります。「ウォッチ」というのは、そこで行われている開発あるいは投資が、現地の環境社会に著しく悪い影響が及ぼされないようにモニターをし、政策を提言していくという活動をしている民間のNGOであります。

日本のODAあるいは輸出事業等々は、やはり欧米と仕組みも違いますし調査部門と実施部門が分かれている、JICAが調査をし、JBICが融資をする。あるいはジェットロも経済産業省の受託として調査をし、そこから先どうなるかは神のみぞ知るといような形になっている。一方、世界銀行であるとか、あるいはアジア開発銀行、国際機関の主流は基本的には調査から実施まで通して見ている方々がいるという、そういうやり方をしていますので、この日本独自のやり方をとりあえずは尊重をした上で、上流、下流、こういったガイドラインが必要なのか、まさに住吉理事がおっしゃったように実態に合った議論ができればというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

事務局（植田） どうもありがとうございました。

続きまして、財団法人地球・人間環境フォーラム、主任研究員の満田夏花様でございますが、本日は残念ながらご欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、社団法人海外コンサルティング企業協会、理事・事務局長の高梨寿様、よろしくお願ひいたします。

高梨委員 どうも高梨でございます。よろしくお願ひします。

私どもは、まさにコンサルタントの団体でございます、こうしたガイドラインができますと、まずそれを実際に現場でやるのが私どもの仕事だろうと思っております。そういう面で、ガイドラインというのは策定するだけでなく、実際にどう運用して実施するかというところが、実は大変重要な問題だと思います。私もJICAさんのガイドラインに参加させていただきましたけれども、それも運用またその他実施についても、現場ではいろいろな状況が生まれております。そういうことも踏まえまして、こういった新しいジェットロさんのガイドラインについても、現場から少しでも貢献できればと思います。

よろしくお願ひいたします。

事務局（植田） ありがとうございました。

続きまして、社団法人産業環境管理協会、参与の宮崎章様、よろしくお願ひします。

宮崎委員 ご紹介いただきました宮崎でございます。

きょうは、産業環境管理協会参与ということで、それも務めさせていただいているんですが、私の本来の仕事というのは、筑波にあります産業技術総合研究所に30年ほど勤めておりまして、2年ほど前になりますけれども定年退職いたしまして、今引き続き、そこで非常勤職員として働かせていただいています。私の専門は水質の計測ですけれども、いわゆる水圏の環境の保全ということで、実際の産業排水を中心とした、そういう環境負荷を与える排水などの処理技術なども一緒にやってきましたし、またあるいはダイオキシンなどが発生しないような燃焼技術というふうなことも、チームをつくりましてやってきた経験もございますので、何かジェットロの環境社会配慮ガイドラインの策定に貢献できればというふうに思っております。よろしくお願いいいたします。

事務局（植田） ありがとうございます。

続きまして、JICA国際協力総合研修所国際協力専門員の田中研一様、よろしくお願います。

田中委員 田中でございます。私は今から27年ほど前に大学を出た後、青年海外協力隊というものに参加しまして、途上国で仕事をしたのがこういった仕事のスタートだったのですが、戻りまして日本の環境のコンサルタントの会社でアセスメントの仕事をした後、JICAの方に行って仕事をしております。

JICAに環境にかかわる部門ができて15年たつのですが、最初のころから私もかわらせていただきまして、ちょうど2002年の12月ですので、3年10カ月ほど前に、きょうと同じような環境社会配慮ガイドライン改定の委員会というものがJICAで当時開かれました。今それをちょっと思い出しております。

そのときには、国会議員の方もフロアにおられて、非常にガイドラインというものに対してきちんとしたものをつくらないといけないというような状況が当時ございました。きょうご参加になっておられる委員の皆様も、そのJICAの委員のお仕事をされた方もたくさんいらっしゃいますけれども、その結果つくられたガイドラインが2004年4月1日から今施行されております。これはJBIC（国際協力銀行）のガイドラインとも調整をしながらつくられたものなのですが、世界銀行等の今援助の世界で一番しっかりしたガイドラインをつくっている機関のガイドラインにできるだけ近づくような形で、これからも少しずつ修正等をしていくことになると思っております。

今度JICAは、JBICの旧OECD、海外経済協力基金の円借款部門と2年後に一緒になりますので、そのためのガイドライン、また統合に関する会合も今開かれつつございます。

そういった意味で、私どもはJICAのガイドラインのときに議論したような内容で、実務に即したところで何か私たちもお答えできることがあればと思って今回参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

事務局（植田） どうもありがとうございました。

続きまして、経済産業省通商政策局通商政策課長でございますが、本日は代理として同課課長補佐の山田仁様にご出席いただいております。

山田課長補佐 山田と申します。本来であれば通商政策課長の方がこの委員会に出席させていただくことになっておりますが、たまたま人事異動の関係がございまして、私の方が代理で出させていただきます。次回以降は、また改めてとなるものと思います。

私どもの部署は、ジェットロの担当でございまして、もちろんジェットロは独立行政法人でございますので、自主的な業務運営を行ってございますけれども、こういったガイドラインというものをつくっていくというのは、まさに独立行政法人にとって非常に重要なことではないかと思っておりますので、こういった委員会で皆様方のご知見の中で、立派ないいガイドラインができていくことを期待しております。

私としても、こういった委員会の方に参加させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局（植田） ありがとうございました。

続きまして、経済産業省大臣官房企画官の前田充浩様、よろしくお願いいたします。

前田委員 前田でございます。本業は、OECDに輸出信用部会というのがありまして、その政府代表としてパリで毎月会議を回しているのが主でございます。

ちょうど今、環境コモン・アプローチというのがありまして、この環境コモン・アプローチというのは、すべての輸出信用機関（ECA）は環境ガイドラインを決めなきゃいけないんですけども、その環境ガイドラインが最低限守らなきゃいけない憲法みたいなものですねの改定作業を今やっております。これは2000年にできまして、2000年のときはアメリカはぐちゃぐちゃ言って入らなかったんですけども、3年ごとに改定することになっておりまして、私は、2003年の改定のと時からずっとやっております、それで今回は2006年ですから、2回目の改定作業をしております。まさに今ちょうど佳境に入っております、9月に特別会合をやります、来月の会合で決着を目指すということになっております。

ということでございまして、ジェットロはECAじゃないものですから、直接は関係ないですが、OECDの場でそういうことを議論しますから、政府とECAだけではなくて、世銀とか

が出てきますし、それから何といてもOECDでございますから、CSO（市民社会組織）との対話ということを非常に重視しております。

そういったOECDという代表的な国際機関において、まさにこういう環境ガイドラインを議論しているさなかということでございますので、何と申しますか世界の相場と申しますか、世界の動きというようなことをお伝えするという意味から貢献できればと思います。よろしくお願いいたします。

事務局（植田） どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、お手元のプログラムに沿いまして、本日の議題の1でございます委員会運営に関する議事に進めさせていただきたいと思っております。

まず最初、委員会の進め方につきまして、事務局案といたしまして、お手元に「ジェットロ環境社会配慮ガイドライン」策定委員会設置についてというペーパーを配付させていただいております。本案につきまして、事務局の藤崎より説明をさせていただきます。

事務局（藤崎） 総務部の主査をやっております藤崎でございます。私は、アジア経済研究所の方で、発展途上国の環境問題の研究を長くやってまいりました。環境アセスにつきまして、これも発展途上国についてですが、勉強して参りました。今回は、こういった経験をもとに何らかのお手伝いができればと思っております。

さて、今回のガイドライン策定委員会の設置について（案）でございますが、6点ございます。ご説明させていただきたいと思っております。

まず第1点、設置目的ですけれども、「ジェットロ環境社会配慮ガイドライン」に関し、専門的な見地からジェットロに対し必要な助言及び提言を行い、当該ガイドラインの策定に貢献することを目的とする、としてございます。委員の皆様はそれぞれさまざまなお専門、ご所見をお持ちの方々でございますので、そのご専門のお立場からガイドライン策定に向けてご貢献いただければと思います。

2、構成でございます。委員会の構成はメンバーにつきましては、もう既に申し上げたとおりでございますけれども、基本的に所属組織を代表するわけではない、ということにしております。皆様それぞれご専門、ご所見をお持ちでございますので、一人の有識者としてご提言をいただければと思います。

次に、委員会の構成でございますけれども、委員長を互選によって1名選出していただきたいと思っております。続いて、委員長につきましては、議事を司るということでございますけれども、ご都合によっては委員長が一時的に欠ける場合もあるかと思っております。その場合に代行していた

だく副委員長を置いていただきたいと思います。1名でございます。それから、ステアリングコミティーと申しましょうか、そういった性格の幹事会、幹事会と呼ばせていただきますけれども、それを発足させていただきたいと思います。この幹事会は議題を決定し、議事運営を検討するというので、産業界、NGOの方それぞれ1名、そして委員長、副委員長、この4名で構成してはいかがかということで、事務局としての案にさせて下さい。

次に、活動内容でございますけれども、既にご承知のとおりJBIC、それからJICAの方でガイドラインが作成されておりますので、そういったものとの整合性をとりつつ、ジェトロの業務実態、これは後に議論していただければすぐにわかると思いますけれども、特にジェトロ事業自体のJICAとJBICとの違いを踏まえてご議論をいただきたい、ご提言をいただきたいと思っております。

活動スケジュールにつきましては、ここでは月2回の頻度と書いておりますけれども、これは皆様のスケジュール等もございますので、具体的には委員の皆様のご都合でお決めいただきたいと思っております。

第5、情報公開でございますけれども、これも基本的にはJICA、JBICのときの流れでこのように書いておりますが、委員会はまず公開で行います。それで、当日の一般参加と発言も、これを認めたいと思っております。それから、委員会開催の都度、議事録をつくりまして、ちょうど今速記をしていただいておりますけれども、議事録をウェブサイト上で公開をして、広く一般の意見を求めたいと思っております。

事務局は、ジェトロ総務課に置かせていただきます。

以上が、委員会設置、委員会のルールに関するこちらの案でございますけれども、いかがでございますでしょうか。

原科委員 ちょっと質問。

一つは、議事録公開は大変結構なことだと思います。これまでJBICの場合もJICAも同じようにやってまいりました。いずれも私は深くコミットしましたので、よく知っておりますけれども。それで、そのときには発言者名を書きますね。ですから、発言がしにくいということがありますので、ご発言の内容はそれぞれまたご確認いただいて、「てにをは」ぐらいの修正はいいという 中身が変わっちゃ困りますけれども、そういうようなことでやっていただきたいと思っておりますが、この件いかがでしょうか。

事務局（植田） はい、その方向でやらせていただきたいと思います。

原科委員 ちょっと手間はかかりますけれども、紙にさせていただきますので。

事務局（植田） かしこまりました。

そのほか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。松本委員。

松本委員 ありがとうございます。

設置目的なんですけれども、この委員会自体が「策定委員会」という名前であり、一方、助言と提言を行うというふうに書かれています。恐らく今後、選出された委員長を中心に、どういふ提言を行うのかということも議論しないといけないかと思うんです。つまり、ガイドラインそのものの文案のようなものをこちらから提言するのか、あるいは骨格のようなものを提言するのか、これは委員の方にお任せいただけるというのであればそれで構いませんし、今の段階で事務局の方で、このような提言をというものをもし案としてお持ちであればお聞きしたいというふうに思います。

事務局（藤崎） 実情を申し上げますと、早期にジェットロ事業の環境社会配慮を開始しようというので、内部マニュアル的なもの、業務マニュアル的なものの策定に向けて作業を既にしまいにいたしましたけれども、基本的に私ども組織のトップの判断もありまして、外部委員会の設置をして、正式にガイドラインをつくるということになりました。

そこで本日皆様にお集まりいただいておりますけれども、私どもとしては2段階で考えております。この委員会で、まずガイドラインはこういう方向でというご提言をいただきたいと思っております。ご提言を受けまして、ガイドラインそのものにつきましては、これはジェットロ内部で決裁をとらなきゃいけないものですから、私どもの方でガイドラインの案をつくり、それを今度はフォローアップ委員会のような形で、引き続き皆様にご審議をいただいて、それで最終的なガイドライン案として、これをパブリックコメントにかける。パブリックコメントの結果を受けて、最終的なガイドラインを策定したいというふうに考えております。

松本委員 わかりました。

原科委員 そうしますと、これには委員会の任期が書いていないようなんですけれども、任期を確認しておいた方がいいですね。この策定委員会は、来年の3月までということによろしいですか。フォローアップ委員会というものの境目がどこにあるかです。それとも、策定委員会を4月以降もやる可能性もあると考えた方がいいですか。特に任期を明記しない……。

事務局（藤崎） フォローアップ委員会とは名前を違えておりますけれども、要は、先生方に最終的にガイドラインができ上がって、それで公表できるところまでお願いしたいということです。

原科委員 では、フォローアップという位置づけにはこだわらないけれども、一旦提言して、

それで1回ストップした後も委員会は残っていて、フォローアップの役割を果たすと。だから、役割が2つに分かれる、提言段階とフォローアップ段階と、全体として一つの策定委員会、そういう考え方ですね。

事務局（藤崎） そうでございます。

原科委員 わかりました。それでは、任期は3月いっぱいに限らないと考えた方がよろしいですね。

松本委員 1点だけ。

3番の活動内容のところなんです、この2つのガイドラインとの整合性を考慮に入れるというのは非常に重要だと思えますが、一方、2006年10月の円借款部門とJICAの統合及び政府系金融機関への輸出信用部門、国際金融等業務の方の統合という流れの中で、JICAもJBICも、今後近いうちにそれぞれのガイドラインのレビューを行い、新しい機関におけるガイドラインの策定に入っていきますので、ただそれを待っていてもなんですから、同時並行的に行うということだと理解します。

であれば、これは文言ですが「との整合性を考慮に入れつつ」にプラス、それぞれの現在のレビュー、その動向を踏まえるということも一つ入れておいてはいかがかと思えます。

事務局（藤崎） 現在進行形でJICA、JBIC、それぞれで検討されていることについても、できるだけ配慮するというところでございましょうか。

松本委員 簡単に言えばそうだと思いますが、そうしたことが今行われて、こういう議論が行われているという中で、全くそれは関係なく旧ガイドラインがこうなんだから、今のガイドラインがこうなんだからこうしましょうというような、余り固い話にはせず、JICAやJBICも今この部分はやはり3年間やってみて、どうもしっくりいかなかったという議論がなされているようであるということであれば、柔軟にそういうものは取り入れて、ガイドラインがそういう点でうまく機能したとか、うまく機能しなかったというそちら側、JBIC、JICAの方のレビューの議論なんかも踏まえるということでもあります。きっちりとやるというわけではなく。

事務局（藤崎） それはそのとおりだと思います。いずれにしましても、ジェットロ自体の業務が、それなりに非常に独自の形なものですから、そのあたりを踏まえてやっていただければと思います。

原科委員 整合性をどう考えるかですね。整合性は、その後のレビューも含めて整合性を考えるという、この表現はそんなふうに見てよろしいですか。「2002年4月制定の」とか「2004

年制定の」と、具体的な対象が明確になっていますね。それとの整合性で言いますと、その後のレビューが外れてしまうように思いますけれども。レビューしているものも、そのプラスアルファと見なして含める。トータルで扱うというようなことになりますでしょうか。この辺がちょっと気になる……。

事務局（藤崎） トータルでということになると思います。JICA、JBICのガイドラインにつきましてはかなりいろいろな、さまざまな意見があるということは知っておりますので、そういったものを含めて、ここでいう、JICA、JBICのガイドラインと考えた方がいいのではないかと思います。

原科委員 幅広く考えるんですね。

そうしますと、メンバー構成で、JICAから田中委員に来ていただいておりますけれども、JBICの方が来ておられないのは、ちょっとぐあいが悪くないですか。JBICに、もう一度声をかけて来ていただかないと、今のことはうまくいかないですね。

事務局（植田） JBICにつきましては、委員の参加の打診をさせていただきましたが、どうしても人繰りがつかないということで伺っております。

原科委員 もし可能性があったら、委員を追加できますか。出てきた場合。

事務局（藤崎） 可能性といたしましょうか、私どもの方としましては、ご参加いただきたいということでこれまでやってまいりました。

原科委員 ですから、議論した段階で、若干1人か2人、人員の追加の可能性があれば、そのとき来ていただいて、そのときからとか来ていただければいいと思うんですけれども、今の段階で難しいということですね。

事務局（藤崎） この段階では難しいです。

原科委員 失礼しました。

吉田委員 今、松本さんがおっしゃった、せっかくJICA、JBICでの経験を蓄積しているというので、そこは今、委員を見つけられれば一番良いのですけれども、そうでなかった場合はヒアリングというんですか、招待して、JBIC、JICAの担当者の人にタイミングよく来ていただいて、我々に貢献できるお話をしていただくということも活動の中に入れて頂く、そういうふうをお願いしたいと思います。

事務局（藤崎） 貴重なご意見ありがとうございます。

原科委員 では、委員の追加も含めてお考えいただいてよろしいですか。

事務局（植田） その方向で。

原科委員 もし可能であればです。

事務局（植田） そのほか、この案につきましていかがでしょうか。

事務局（藤崎） それでは、委員会設置についての案につきましては、以上のような議論を踏まえて今後やらせていただきたいと思います。

続きまして、委員会の委員長の選出を行いたいと思います。

この設置については、委員長は互選により1名を置くということになっております。委員の皆様から互選で委員長をご選出いただきたいと思いますんですが、どなたかご推薦をいただけませんかでしょうか。

吉田委員 ちゃんと真ん中に座っておられる……（笑）。それは冗談で、やはり今までのご経験といいますか、今の委員のお話の延長線上でもありましたように、今までの策定の蓄積が一番ある、もちろん知見もあるので、私は原科先生を推薦したいと思います。

事務局（藤崎） それでは、もしご異議がありませんでしたら、原科先生に委員長を務めていただきたいと思いますんですが、よろしゅうございましょうか。

原科委員 吉田先生にそう言われてしまうと、なかなかもったいないです 承知しました。JICAとの関係もありますし、それからJBICも実は私おつき合いしたので。

事務局（藤崎） すみません、何か一言ごあいさつを。

原科委員 そうですか。それでは、一言申し上げます。

私は、たしかJICAの旧ガイドラインのころからおつき合いしております。もう10何年以上も前なんですけれども。そのころからでございますが、ただその後JBICがガイドラインを新しくつくるというときから、改めて数年前からJBICともおつき合いしております。そのときは結構大変だったんです。最初は、JBICの皆さんもあまりご理解がなくて、なかなか意見が合わないところもあったんですが、ただ先ほどおっしゃったように、OECDの情報をよく知っておられる。前田さんという方です。JBICの前田匡史さんという方が、やはり視野が広いんですよ。すごく世界の動きをわかっています、そういった方がおられ、非常に内部の方はよくご理解をいただくようになり、結果的にはいいガイドラインができました。そのときも、オープンにやってきたんですね。その後、JICAの方も、JBICができましたので、それをさらによくしたというところですよ。

先ほど田中委員は、JICAは世銀に近づきたいとおっしゃったけれども、私は、ある意味で、もう世銀を超えているんじゃないかと思っています。情報公開に対しては少しまた違うところがあるかもしれませんが、これも大分改善されてきました。とりわけ参加の点では、

世銀は2回のパブリック・コンサルテーションしか　　しかというか、それを求めておりますけれども、JICAの場合は担当の方がご提案になって3回やるんですよ。3回パブリックコンサルトやって、特段丁寧にやっております。

ということで、その意味では私はいいと思いますので、そんなことで、日本もだんだん世界をリードするような格好になってくるのではないかと期待しております。ジェットロもぜひ、そういう意味ではこの分野で一番世界をリードするような形をつくっていただくと、日本の評価は高まると思いますので、それを期待しております。高い目標を掲げて進みたいと思います。

事務局（藤崎）　ありがとうございます。

それでは続きまして、委員長が不在の場合の副委員長でございますけれども、これにつきましては、委員長とほかの委員の皆様でご検討して、次回、11月にまた会合を開きたいと思っておりますので、そのときまでにお決めいただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、幹事会でございますけれども、原科先生、お願いいたします。

原科委員長　そうですね。先ほどのご説明で、委員長、副委員長と、あとNGOから1名、産業界から1名。ですから、NGOはお2人でご相談いただいて、どなたか。松本さんかな。ちょっと関西からは大変ですから、幹事役はやはり東京じゃないと不便ですね。では、松本委員お願いします。

産業界はそうしますと、どうしましょう。高梨さん、宮崎さん、どちらがよろしいですか。では、高梨委員ということにいたします。

スムーズに決まりました、副委員長以外は。

事務局（藤崎）　ありがとうございます。

事務局（植田）　ありがとうございました。

以上で、議題1の運営に関する議事は終了いたしました。

引き続きまして、議題2のジェットロ事業の紹介に入ってまいりたいと思いますが、ここからの進行の方を、委員長にお願いできればと思います。

原科委員長　承知いたしました。

それでは、改めて委員長役をやらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

では早速でございますが、お手元の資料をいろいろ用意いただきました。まずジェットロがどのような事業をやっておられるか。おおむねわかっておりますけれども、やはりこれからきちんとしたガイドラインをつくるために、より詳しくご紹介いただきたいと思いますので、その点からお願いいたします。資料のご説明はどなたにお願いしたらよろしいでしょうか。

事務局（植田） それでは、最初にジェット口の沿革、組織、人員、予算等につきまして、総務部長の山田よりご説明申し上げます。

原科委員長 よろしく願いいたします。

山田総務部長 総務部長の山田でございます。大変お世話になります。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

お手元にお配りしておりますジェット口の組織と事業、こちらと、それからパンフレットを置いてございますが、説明といたしまして約15分ばかりでジェット口全体の、ジェット口はどういうところか、委員の先生方も大体ご存じかと思えますけれども、ジェット口の歴史それから組織、事業形態等につきまして、お話しさせていただきたいと思えます。

冒頭3ページに、ジェット口の沿革を書いております。皆様ご案内のとおりだと思いますけれども、ジェット口は昭和26年3月に大阪で産声を上げた団体でございます。当時「手探り貿易」と言われていた時代でございました。戦後、日本の貿易が再開されたのが22年8月というふうに記されております。当時、海外の情報もなく、どうやってやったらいいかということをおおの商社が集まりまして、みんなで一緒になって海外の情報をとろうということで集まりましたのが、この海外市場調査会でございます。これで会員として集まったものですから、ジェット口は3年前まで日本貿易振興会と称しておりました。今でもメンバーと称していますが、ジェット口の会員は約4,000社が集まっておりまして、私どもの海外情報を利用して国際ビジネスを展開されているということになっております。

当時は、海外の市場調査、それから海外の見本市に日本のものを持って行って展示をする、それから引き合い斡旋といいまして、つまり海外の方からこういうものを買いたい、売りたいというものを日本の産業界とつなぐ貿易斡旋、この3つでまさに輸出のお手伝いから始めたということでございます。その後、昭和29年に、その最初の海外市場調査会と国際見本市協議会、それから日本貿易斡旋所協議会が合併いたしまして、財団法人の海外貿易振興会というふうに組織を発展させたわけでございます。

その後、日本の貿易も着実に伸びていったわけでございますが、まだまだ輸入が増えておりまして、輸出が輸入を超えたのは1965年でございます。そのように、貿易立国ということで輸出促進をやっていったわけでございますが、やはり海外の情報は海外に事務所を置いて収集しないとなかなかとれないということで、海外の事務所ネットワークを整備するというニーズ、要望が強くなってまいりまして、大阪財界の方から当時の通産省に、いろいろ陳情、要望がなされました。まさに貿易立国の時代でございましたので、当時の通産省が政策決定をいたしま

して、昭和33年に国費を投入いたしまして特殊法人の日本貿易振興会を設立したわけでございます。英語名称を「JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION」、略語をとりまして「JETRO」という呼称を発表いたしました。以降、日本貿易振興会あるいはJETROという方がご存じの方多いかもしれませんが、そういうふうになったわけでございます。

その後、日本の輸出も伸びてまいりまして、日本の産業界も国際競争力をつけてまいりました。70年代に入りますと貿易摩擦でありますとか、あるいはオーバープレゼンスとか、そういう時代になってまいりました。したがって、80年代からは輸入の促進でありますとか産業協力 産業協力と申しますのは、貿易摩擦が生じておりました欧米に対する日本の産業技術をトランスファーするというのをジェットロでお手伝いするというものですが、こういう業務が入ってきたわけでございます。

それから、貿易開発、これはODA予算を通じまして途上国の輸出産業支援、輸出工業化と呼んでおりましたけれども、日本から専門家を連れていって指導をしてつくってもらい、それを欧米の国にどう売れるかというマーケティング調査までやって、そしてよちよち歩きの輸出産業を育てていく、こういうことを中心にやってまいったのが、ジェットロのODAでございます。

それから、その後、投資交流、これは日本への投資、海外への投資、双方向でございますけれども、こういったところに重点を移して行って、さらに2000年に入りましたからは対日投資、それから再び中小企業の輸出促進といったところに重点を移しております。要は時代の要請、すなわち政府、産業界からの要請に対応して事業展開をしてきたというのがジェットロの歴史でございます。

そのあたりのところを時系列に、皆様のお手元のパンフレットの中の2枚目の紙に、ジェットロの概要というのがございます。この後ろ側、裏面にグラフで時系列に追っております。上から2枚目です。そのジェットロの概要という紙の後ろ側に大きな流れを書いてございます。世の中の動きの紹介と共に、一番左側にジェットロはこういう事業展開をずっとやってきたと記してあります。50年代の輸出促進から2000年以降の対日投資・輸出振興というふうに事業は変遷しております。一貫しておりますのは、日本の産業界の国際ビジネス展開をいろいろな形で支援していくということ。それから相手国、先進国であれ途上国であれ、そここの円滑な経済関係を維持・向上できるように関係を支えてきたというのが、ジェットロの大きな流れでございます。

そのジェットロであります、平成10年、今から8年前でありますけれども、我が国最大の地

域研究機関でありますアジア経済研究所、事務局の藤崎もそちらの研究員でございますが、アジア経済研究所と統合いたしました。アジア経済研究所自体は、1960年に途上国の経済、政治、社会の諸問題について、基礎的・総合的に調査研究をするという目的を持って、これも特殊の法人、つまり特別の法律でもって法人格をもらい設立されました。つまり、特殊法人の研究所としてスタートしたわけでございます。その後は、日本における途上国研究を担う、総合的な途上国研究機関として役割を担ってきております。こちらと平成10年に一緒になりまして、貿易投資振興、地域開発研究を推進する総合機関としてジェトロは生まれ変わったわけでございます。途上国の調査研究機能を統合して、組織強化したということでございます。

2003年には、平成15年でございますが、新たに政府の行政改革の一環として、多くの特殊法人と共に、ジェトロは、経営に当たる法人格を与える独立行政法人の通則法をベースに、日本貿易振興機構法で独立行政法人へ移行いたしました。それを機にそれまで「日本貿易振興会」と名乗ってまいりましたが、「会」のところが「機構」というふうに変わりました。JICAさんも国際協力機構ということで、独立行政法人といえば機構かなと、機構と言えば独立行政法人と、こういうふうに変名されたわけでございます。

資本金は3 . に書いてございますが、1,152億円というのが資本金でございます。全額政府出資ということになっております。

4 ページ、その裏側に移らせていただきます。ここに職員及び配置を書いてございます。ジェトロ職員は国内に836名、本部、この東京でございますが489名、幕張に施設を置いておりますが、アジア経済研究所に233名、それから大阪本部に20名、もともと大阪が発祥の地でございますので、もともとその方が大きかったですけれども、日本の貿易界、産業界の東京集中に伴いまして、ジェトロもということでこういう形になっております。

それから、貿易情報センター、これは地方の事務所のことを我々は「貿易情報センター」と呼んでおります。現在、国内36カ所に事務所を設けております。ここに94名おります。

それから、海外でございますが、海外に367名の配置をしているということでございます。センター、事務所というのはジェトロの呼び方でございます。これはジェトロの事務所のことでございます。規模の大きいところを「センター」と称し、それ以外の事務所を「事務所」と呼んでおります。海外研究員、これはアジア経済研究所の在外で研究をする研究員のことでございます。これは25名ということでございます。

それから、その右側、5 ページ目に今の組織をご紹介させていただいております。本部に10、大阪本部に一つの部、それから、アジア経済研究所に7つの部、合わせまして18の部でもって、

一番右側に書いております課を束ねて、事業遂行に当たっているということでございます。

それで、国内事務所それから海外事務所でございますが、パンフレットの一番最後にあると思いますが、「世界に広がるジェットロ・ネットワーク」という紙がございます。こちらに海外の事務所表示、それから国内の事務所表示をさせていただいております。ぱっとごらんになっておわかりかと思えますけれども、満遍なく配置しておりますが、大きな流れといたしましては、欧米の事務所を縮小し、閉鎖し、アジアに数をふやしているというのが今の流れでございます。国内は36カ所、こちらのところに事務所を置きまして、この所在地の地方自治体、県、市、それから場合によっては町の方々からしかるべき分担金をいただいて、それもあわせて地場産業の育成支援、輸出支援等々を行っているところでございます。

その次の6ページに、今度は予算のことを書いてございます。どれくらいジェットロの予算規模があるのかというところでございます。これは平成18年度、今年度の予算ベースの話でございますが、独立行政法人でございますので、運営費の交付金というのがございます。これは239億円でございます。これは毎年少し減っていくわけでございますが、今は約240億円程度の交付金ということでございます。恐らくこれはJICAさんの五、六分の1ではないかというような気がするんですけども、額的にはこの程度のものでございます。

それから、国庫補助金というのがございます。この補助金というのは、独立行政法人であります。中小企業庁の方から中小企業の国際化支援ということで38億円規模の補助金をいただいて、中小企業のバックアップをしているということでございます。受託収入でございますが、これは政府からの受託収入であり、いろいろな形で私ども委託を受けております。別途後ほど説明いたしますが、これが約83億規模でございます。ただ、政府の方も各省とも、一般競争入札に移行しておりますので、この数字も、これから来年度以降は変動あり得べしという数字になるかと思えます。その他からの受託収入、これには地方自治体からの受託の収入等を含んでおります。

それから、業務収入であります。先ほど申し上げましたジェットロの約4,000社の会員会費収入でありますとか、それからもうずっと昔からありますけれども海外の見本市、特に中東とか、ああいったところに見本市を開きまして、そこの出展料ですね、そういった出展料収入でありますとか、有料のセミナー、それから出版物の販売、それから海外ビジネスサポートと呼んでおりますけれども、日本のビジネスマンが海外のジェットロの事務所を訪ねられて、そこでブリーフィングを受けられたり、ビジネスマッチングのアポイントのお手伝いさせていただいたりするようところで料金をいただいているという、そういったもろもろの収入が35億とい

うところでございます。

出ていきます支出の方は、事業展開の費用であります業務の経費、それから受託事業を受けてそれを執行する経費、それから組織とか設備とかいろいろな維持管理費にかかわる一般管理費等々を計上しております。こういう人員と予算と、それからネットワークでもって、ジェットロの事業展開をしておるわけでございます。

このジェットロの事業展開につきまして、私先ほどちょっと流れを申し上げましたが、より具体的にはこのパンフレットの3枚目からご紹介させていただいておりますが、「外国企業を誘致し日本経済活性化のお手伝いをいたします」、これは対日投資の業務でございます。こちらに書かれておりますような内容のことをやっております。その次のところでは「中小企業等の輸出を支援します」ということでございますが、先ほど申し上げましたような形での中小企業支援を具体的にはこういう内容で出させていただいたところでございます。また、その他お時間等あるときに見ていただいたらよろしいかと思いますが、ざっとご紹介いたしますと、その次が、開発途上国の経済発展の支援、ODA事業でございます。それから、その次に円滑な対日アクセスのお手伝い、これはかつては輸入促進の事業でございましたが、こういった事業もしております。さらに「地域の国際化・経済活性化を応援します」、これは先ほど申し上げました私どもの主要な事務所をベースに、地方のさまざまなポテンシャルティーを海外との連携において最大化を図るといった試みでやっているのが、この事業でございます。「Local to Local」と書いてございますが、このローカルというのは、日本のローカルと海外のローカルをつなぐと、そういった事業でございます。

それから、「海外経済情報を収集・分析し国内へお届けします」、これがそもそも昭和26年に発足しましたときのジェットロのルーツでございます。海外の状況を情報収集、調査、分析するという仕事、そういった情報及び事業でもって貿易相談にお答えをするということでありませう。国内の事務所それから本部の貿易投資相談センターというところで、お客様と向き合って情報提供等をさせていただいているということでございます。

その次のところで、知財の保護について紹介しております。日本の大切なもの、これは日本のものづくりの力でもって輸出して、それを売るということですが、一方で日本の知的財産、それもやはり大事にして、それを生み出し活用し保護すると、そういう流れにおいて私どもも時代の要請の中で事業展開しているところでございます。

その次に、ハイテク分野における産業、国際交流の支援ということでございます。日本も常に新しい産業、次の世代を担う産業を開発していく必要があります。日本は小さな国でござい

ますので、こういったものの事業展開をして支えていくと。この後、アジア経済研究所の事業を紹介させていただいております。開発途上国の研究機関としての知的貢献、これがキャッチフレーズでございます。

こういった事業の17年度の事業の概要、実績につきましては、後ほど企画部長の方から説明をさせていただきます。

最後になりますが、こういった独立行政法人としての事業展開をそのままやって、やりました、終わりましたということにはならないというのが、今の独立行政法人の仕組みでございます。これは外部評価が入っているということでございます。先生方ご案内のとおりだと思いますけれども、ざっとおさらいさせていただきますと、まず主務大臣であります、ジェットロの場合、経済産業大臣が、独立行政法人であるジェットロに対して中期目標の提示をいたします。中期目標自体は、それほど分厚いものではございませんが、また後でご紹介させていただきますが、それを受けましてジェットロが中期計画をつくります。ジェットロの中期目標に沿って、中期計画をジェットロは策定いたします。その中期計画の単年度の事業計画をつくって実施をいたします。その実施した成果を経済産業省の独立行政法人評価委員会、外部委員会でありましたが、ここの評価をいただきます。こういうふうな中期計画期間中、基本的には4年でございますが、この期間中、これで回っていくわけでございます。単年度の事業計画を実施し、それを評価委員会で評価いただくと。そして、4年の中期計画が終わりましたら、現在は3.5年でございますが、通常は4年の中期計画が終わりましたら、組織業務全体の見直しをいただいて、その次の中期計画に向かっていくこととなります。事業の見直し、組織の見直し等を含めて、厳しい見直しを経て次の中期計画に向かっていくというのが、この独立行政法人としての制度設計でございます。

ちなみに、今現在ジェットロは、第1期中期計画の最終年度に当たっております。スタートしましたのが03年10月でございますので、3.5年間の中期目標期間となりますが、これまでの評価は、A A、A、B、C、Dの5段階で、03年度、04年度、05年度。それぞれAの評価をいただいているというところでございます。

以上がジェットロの全体の沿革、組織、予算、仕組みの概要でございます。

ありがとうございました。

事務局（植田） 今、山田から説明のありました中期目標につきましては、委員の皆様の手紙の中に、ジェットロの中期目標のコピーをお配りしておりますので、そちらをご参照ください。

続きまして、ジェットロの各事業につきまして、企画部長の入江からご説明申し上げます。

入江企画部長 企画部長の入江でございます。座って失礼をいたします。

今、総務部長の山田から、事業は、どういう事業をしているかというのは、リーフレットでご説明いたしましたけれども、こちらは定性的な表現で数値、実例等入っておりませんので、少し詳しい説明は、先ほど山田が最初に使いましたA4判の厚手の方の8ページ以降でご紹介を申し上げます。

ここに書いてありますのは、基本的に17年度の実績でございますけれども、ことし18年度も同じ中期目標、中期計画でございますので、事業の内容は基本的には変わらず、テーマが少し変わったり、額の増減があったりということでございます。したがって、18年度もほぼ同じような事業を継続しているということでございます。ただ、19年度からは次の中期計画に入る形になりますので、今見直しの作業を経済産業省で行っているところでございます。ただ、厳しい財政状況のもとで、見直しといっても拡大というよりは、むしろ絞って重点化をするという方向で議論が行われておりますので、ここでご紹介する17年度で行った事業の中から、またさらに少し絞られて重点が置かれていって、再整理をされるというふうになると思われまので、概要としてはそう変わらないというふうに認識をしております。

事業の全体像でございますけれども、この資料の表紙の裏の目次を見ていただければと思います。ローマ数字の で「ジェットロ事業について」とありますけれども、1、2、3、4とローマ数字で4つに分かれております。このうちの1、2、3がジェットロの事業の分野を示しております。これは中期目標、中期計画に沿った分類でございます。最初の分野が、貿易投資取引の機会提供に向けた活動。それから、2番目が貿易投資円滑化のための基盤提供活動。3番目が開発途上国経済研究活動。1番と2番が、いわゆるジェットロの本部、それから3番がアジア経済研究所の事業、この3分野で成り立っております。その中がさらに3つないし4つに細分化されたものがあって、この事業の柱でいうとちょうど10本になっています。この10本について、簡単にご説明をさせていただければと思います。

8ページに戻っていただきまして、最初の貿易投資取引の機会提供に向けた活動分野の中の最初の事業、一番の最重要事業が、対日直接投資の促進でございます。これについては、ジェットロの主に海外ネットワークも活用して、海外の企業で日本に投資をしようという案件の発掘をしております。これについては年間で1,000件以上発掘をしようという目標を立ててございます。17年度は1,156件で、1割以上を上回った形でその目標を達成をしたところでございます。ちなみに、そのうちどれだけ誘致に結びつくかということでございますけれども、それ

はこの8ページの下の方に誘致成功件数の推移とありますけれども、この欄の2番目の欄にありますように、全体の成功案件数は110件になっております。

9ページに移っていただきまして、政府全体としては対日投資の倍増計画というのがございます。これは13年末の対日直接投資残高を5年後の18年末までに倍増させようという計画でございます。これを達成される見込みになってございます。それを受けて、さらに新しい計画が設定をされまして、今度は2010年までに対日投資残高をGDPの比率で倍増にすることとされております。したがって、経済が成長するとどんどんハードルが高くなるわけでございますけれども、この倍増計画が新たな政府目標として設定されておまして、ジェトロもこれに貢献することが期待されているという実態でございます。

どういった点にこの事業の特色があるかといいますと、一つは地域の活性化でありまして、小泉前首相の施政方針演説、ことしの1月の国会でも対日投資促進のくだりで、ジェトロの融資成功企業を成功事例として取り上げていただいております。ここにありますのは、例えばオーストラリアの企業、日本とオーストラリアは季節が逆でございますので、オーストラリアの夏に当たる日本の冬にオーストラリアのスキー客を北海道に呼び込もうということで、かなり大規模な投資が今、ニセコで行われているといった事例を、首相ご自身からご紹介いただいたところでございます。それから、日本の研究開発力を買って研究開発基盤の向上という、この技術研究センター等も続々と立地がされているという実態がございます。

それから、10ページ目に移っていただきまして、ではどういう国から来ているかという点で見ますと、最近の特徴としては、従来は米国・欧州といった先進国が主要な投資元だったわけですが、中国、韓国、オーストラリアなどのアジア大洋州地域からの誘致成功企業数がだんだんふえてきておまして、昨年度はこういった地域から34件、北米に次ぎ欧州を上回る実績を上げるに至ってきております。中国のIT企業なども日本に出てきているということでございます。

それから、日本国内では従来どうしても首都圏に集中しがちだったものでございますから、できるだけ東京以外への成功案件もふやしていこうという努力をしておまして、東京以外への成功案件が、昨年度の場合は43件で年々ふえてきております。対日投資については、こういった政府の計画を執行する機関として、ジェトロも案件の発掘や誘致そのものに努力をしているという状況でございます。

ちょっと飛んでいただきまして、13ページが第1分野の2番目の事業柱の輸出の支援でございます。先ほど総務部長からご説明しましたように、ジェトロのルーツは輸出促進でございま

した。しかし、輸出が急増して貿易黒字が高まる中で、むしろ輸入に切りかえて長い間輸出促進から手を引いてきた形でございますけれども、この独立行政法人になりましたときに、改めてやはり輸出が必要だということで輸出支援を再開した形になっています。今は、大企業は大分自力でできますので、基本的には中小企業の輸出の支援をしております。目標といたしましては、商談件数を年間8,000件は達成しようという目標を立てておりまして、これは独立行政法人になる前に関与していた案件が5,000件ぐらいでございましたので、それをベースにして8,000件という、やや高い目標を掲げたわけでございますけれども、実際に輸出支援事業を始めたところ非常に輸出の意欲が高うございまして、特に中小企業の輸出の意欲が高うございまして、17年度で言うと3万件以上商談件数を扱っておりまして、少し目標が低過ぎたのではないかと批評を受けているような形でございます。

重点を置いている分野は6つございまして、一つはこの13ページの下の方にあります食品でございます。食品についても対日投資と同じような倍増計画を政府は持っておられまして、21年末までに日本の農産物輸出を6,000億円に倍増させようという計画がございまして、これにジェットロとしても寄与しているというところでございます。ちょうど13ページから14ページの間にありますけれども、政府の協議会で、農林水産物等輸出促進全国協議会という協議体がつくられていまして、これと連携をしております。ジェットロ自身も日本食品等海外市場開拓委員会という有識者を集めた委員会をつくって、事務局を務めまして提言をいただき、それに従って事業を今進めているところでございます。

17年度には前年を12%ぐらい上回る3,310億円という農林水産物輸出額を達成しております。ジェットロで注力している分野といたしましては、この14ページの下の方の枠にございますけれども、やはりアジアが一つの大きな市場でございまして、香港、台湾、中国といったところで開かれている見本市などに出まして商談機会をつくるという努力をしております。

それから、重点国としては、あとはタイがございまして、15ページの中ほどにございますけれども、タイの食品市場の開拓のために、今さまざまな事業を組み合わせで事業展開をしているというところでございます。いろいろなものの輸出実績が上がっておりまして、りんご、米、日本酒、しょうちゅうなど、さまざまな食品の輸出がだんだんふえてきて、意外に日本の食品のマーケットが世界にあるのだなと改めて感じている次第でございます。

それから、2番目の分野がITコンテンツでございまして、いわゆる日本のソフトパワーを海外に発信しようではないかと考えております。16ページに具体的事例がございまして、16ページの上の方の枠の中でいいますと、有名なカンヌ国際映画祭に出品したある会社のもの

を、今度はアメリカン・フィルム・マーケット（AFM）、というアメリカでのコンテンツの見本市にジェットロがジャパンパビリオンをつくりまして、ここを使っただいて米国へも売り込もうということをやっております。それから、こういった映画以外にもアニメ、音楽、漫画などの売り込みもジェットロがブースを見本市でつくったりいたしまして、売り込みのお手伝いをしているということでございます。

それから、3つ目の輸出促進の分野は繊維でございます。日本の繊維というのは、衰退していくというイメージが長くあったわけでございますけれども、高品質・高機能の製品に絞ります。服飾品のアパレルと繊維のテキスタイルの両面で、ジャパン・クオリティー、ジャパン・ブランドという売り込みを今かけているところでございます。16ページの真中少し下にございますけれども、中国市場に随分力を入れていまして、中国は日本向けの比較的安い繊維製品の工場であるわけでございますけれども、高品質なものはむしろ日本からも中国に売り込もうということで、上海等での見本市に出ております。

4番目の分野が17ページの地域伝統産品でございます。個々の産地は古い歴史を持っておりますけれども、海外展開するほどのマーケティングの能力はないものでございます。そこをジェットロが支援しようということで、この17ページの(4)の3行目、4行目にありますように、主に欧米を中心とした高級消費財の見本市に、ジャパンプースというのをつくって取りまとめて出品をして、下の枠括弧にありますように、石川県の山中漆器であるとか、あるいは福井県の鯖江で有名な眼鏡のツルであるとかの売り込みの支援をしているところでございます。

18ページに移っていただいて、5番目の分野としては、機械・部品分野でありまして、ここは日本の中小企業は非常にいろいろな技術、いろいろな特別な機能を持った商品等もありますので、その売り込みというのを手伝っております。事例としては、ハンダづけでハンダが飛散して環境を汚染しないような、ハンダづけ装置の台湾向け輸出の紹介もお手伝いをしたところでございます。

3番目の事業が対日アクセスの円滑化でございます。ここは一昔前に力を入れていた輸入促進の最後の名残のような分野でございます。日本市場、日本企業へのアクセスの円滑化という観点から見て、輸入促進以外のいろいろな事業が入っております。一つにはこの19ページの中ほどにあります。ハイテク分野でのビジネスマッチングの推進というのをしております。日本企業単独では、なかなかハイテク分野の技術開発、製品開発ができないということで、日本と主に欧米の先進国のハイテク企業の仲立ちをして、共同で技術開発をしたり製品開発をして、いずれ貿易なり投資につなげていこうというアイデアで進めている事業でございます。力

を入れています分野としては、一つはバイオでございまして、世界最大のアメリカでのバイオイベントなり、欧州最大のバイオイベントに日本勢を取りまとめて出ていってプレゼンスを高めております。また、ジェトロ独自のフォーラムを開いて、いわゆる海外のバイオクラスター、バイオ産業のクラスターをお招きをして、日本のバイオ産業との仲立ちをするといった事業を展開しております。

それから、20ページにハイテク分野のもう一つといたしましては、ITがございまして、情報家電分野など、かなり大規模な見本市等がございまして、ここに日本勢を取りまとめて出ていくといった事業も展開しております。

それから、対日アクセスの2つ目の分野といたしましては、20ページの下の方の日中韓・産業交流会、逆見本市でございまして、いわゆる海外に進出した日系企業がどうやって部品、部材を調達するかを支援しようという事業でございまして、完成品を売り込む見本市とは逆に、むしろこういった完成品をつくるための部材、部品をあなたは提供できますかという提供業者を募るような逆見本市という事業手法を使っております。最大のものとしては、ことしの3月に中国の山東省の青島（チンタオ）というところで、この表題にあります日中韓・逆見本市を開催しております。青島は、中国における韓国企業の進出先の一番のメッカでございまして、そういった観点で日本と中国と韓国が、3国間の協力としてやってみようということでございます。2回目は、韓国ソウルでの開催で今準備をしているところでございます。21ページの一番上に移りますけれども、青島では3カ国合わせて600社近く出てまいりまして、非常に盛大なイベントになった形でございます。

それから、3番目の対日アクセス支援としては、人材育成の支援を行っております。一番大きな事業としては、ビジネス日本語能力テストが21ページの中ほどにありますけれども、通常の日本語の読み書き能力というのを超えた、ビジネスに使える日本語の能力を調べてお墨つきを与えております。これによって、海外に進出していった日系企業が、ビジネスで使える日本語の能力ある人を雇えることとなります。世界各地でビジネス日本語能力テストをやっておりますが、潜在的にニーズが多いであろう中国大陸で初めて実施しました。遼寧省の大連で実施をしたところ、1,000名近い受験申し込みがあって、ほかの地域でもやってほしいという声が出ているところでございます。それから、外国人学生を日本企業が受け入れる際の仲介役であるインターンシップ支援という事業も行っております。

22ページに移っていただいて、対日アクセス支援の4番目に、日本企業とのビジネスに資する開発途上国等の産業育成支援があります。例えば進出日系企業部品調達支援分野とあります

が、調達そのものを逆見本市等で支援する手前で、調達できるように部品産業を途上国で育成をしようということで、自動車部品についてはアジア、メキシコ、南ア等で事業を展開しております。それから、日本に輸出できるような有望な輸出製品の発掘を応援しようという分野では、途上国で輸出まで結びつけるのは難しい分野がございますけれども、JICAと連携してガーナ、ナイジェリアでシアという植物から油脂分をとったシアバター、これは石けん等に使われるものでございますけれども、こういったものの輸出産品化に取り組んでいるところでございます。

それから、ここの関連で言うと、23ページに移りますけれども、昨年度の場合は、例えば日本とASEANの行動計画に基づいて、メコン地域からの輸出を促進しようということで、メコン展を、このビルで大規模に開催いたしましたし、それから途上国の中でも特に経済発展がおくれている後発途上国を中心に、世界貿易に参加することは最後は後発途上国にとってメリットになるということを示せるように後発途上国からの製品の日本市場へのキャンペーンである開発途上国一村一品キャンペーンを経済産業省の主導で始めまして、国際空港で今、一村一品マーケットを開設しております。また、中心的な行事として、お台場で9月にアフリカンフェアをことし開いたところでございます。

4番目には、この一村一品運動は、日本からは海外へはタイでまず展開して、かなり業績を上げてきたのでございます。その後継事業として、さらに進めるためにはデザイン振興が必要だろうということで、日本のデザインはどういうふうにして発展してきたかをタイの人に見せるため、日本のデザインの遺伝子展をタイで開催したのも、この分野の一つでございます。

1枚飛んでいただいて、25ページに第1分野の4番目の事業の柱であります地域の国際化による地域経済活性化の支援という事業を掲げてございます。これは、ローカル・トゥー・ローカル産業交流事業、頭文字をとって「LL事業」と呼んでおります。地域の産業クラスターや産学官が海外のクラスター、大学や企業集積と交流をして、製品開発力なり技術力を高めていこうというアイデアでございまして、17年度は29件を採択しております。

いろいろな事例がございますが、25ページの下のところ、鹿児島県と韓国のソウル、石川県と韓国の大邱、三重県とスカンバルト、これはスカンジナビアからバルトにかけての地域ということでございますけれども、こういった地域で、相手国もさまざまにありますし、技術分野もここにありますように、住宅資材それからIT分野、医療、健康、福祉など、地域で持っているポテンシャルのあるいろいろな分野について、一番いいであろうという提携先を見つけてきて、国際交流をしております。これは、ジェトロの国内事務所と海外事務所が連携して展

開している事業でございます。

それから、27ページから大きな第2の分野でございます、貿易投資円滑化のための基盤的な活動、今言った対日投資や輸出促進の事業を支える分野であります。一つ目はジェットロの発祥であります海外経済情報の収集・調査・提供でございます、いろいろな側面の調査をしております。一つには、この27ページの中ほどにあります、今日本が積極的に進めている各国との経済連携協定を結ぶために事前段階の調査であるとか、政府間で研究する場合のサポートであるとか、あるいは交渉期間中も相手国産業の実態等についても調査をするという形で、調査能力を使って協定の締結あるいは実施に向けたサポートというのをジェットロでも行っております。それから、29ページには、そういった経済連携協定も含めた幅広い意味での経済連携について、特に日本とASEANの経済連携を促すためにはどうしたらいいかというような提言も昨年度行って、ASEANの事務総長からも評価をいただいたというものでございます。

こういった継続的なものとはまた別に、29ページの下の方にありますけれども、海外の日本企業に影響する大きな事件が起きた場合に機動的に調査をしようということで、昨年度の場合でいいますと4月の中国の反日暴動が起きたときに、ジェットロの海外ネットワークを使って中国ではどういうふうなことが起きているかという現地情勢を調べましたし、その他の国へは日本はこれをどう見ているかということをお伝え、さらに各国がどう評価しているのを調べて、また日本にフィードバックするというような一連の作業を行ったところでございます。

その他30ページにありますように、海外におけるビジネス上のリスク、競合国・競合企業の動き、あるいは31ページにありますような海外での知的財産権侵害の対策に向けた調査、こういったことも調査事業の一環として行われております。

32ページからは、こういった集めた情報をどうやって提供するかでありまして、貿易投資相談や、貿易投資相談センターにつくられたビジネスライブラリーを通じて、さまざまな情報をお伝えをしているところでございます。貿易投資相談では、中国ビジネスの相談がやはりふえておりますので、中国ビジネス相談デスクを昨年度設置して対応に努めております。ビジネスライブラリーは、来館者数が1年間で20%ふえるという顕著な伸びを見せておりまして、ビジネスマンの方に大いに活用していただいているところでございます。

33ページに移っていただきまして、IT絡みでございますけれども、貿易実務オンライン講座を開設して、ジェットロにたまっている貿易実務のノウハウというものをパソコンを使って勉強していただき、いろいろな方に知っていただくというeラーニングも行っております。ウェブサイトの充実にも努めておりまして、33ページの中ほどにございますけれども、いわゆるア

クセス件数は15年度4,600万件、16年度6,700万件、17年度は1億件を超えまして、随分活用していただいていると感じているところでございます。

それから、35ページにこの基盤的活動の2つ目といたしましては、海外の情報発信にも努力しております。年間で一番大きな事業といたしましては、毎年12月に米国のワシントンで、主に東アジアでの動きを米国に伝えようということで、定例的にセミナーを開いております、17年度はワシントンにあります戦略国際問題研究所(CSIS)、と共催でセミナーの開催をし、ワシントンは目がどちらかというところヨーロッパに向いておりますので、東アジアがどうなっているかというのを日本の目で見たいものを伝えるという努力をしています。

それから、36ページに移っていただきますと、先ほども調査で触れた知的財産権の関係でございますけれども、この重要性についてもシンポジウムを開く等して議論を重ねています。それから、36ページの下の方になりますが、日本にとっても非常に重要な国になっている日中間の知的な交流を促進しようということで、一つにはオープンな議論の場として日中経済討論会があります。これは経済産業省のイニシアチブで始まっております、17年度からジェトロが事務局の中核を担うということで運営を引き受けています。それから、2番目に、ジェトロの独自のイニシアチブでございますけれども、日中の識者が率直な意見交換を行うクローズドなミーティングとして、日中対話促進プロジェクトを開いております、クローズドであるので、できるだけ率直な議論、建前にとらわれない議論をしてもらおうということをしておりません。

それから、37ページに科学技術国際フォーラムのSTSの開催に協力とございますが、「科学技術版のダボス会議」と銘打って「科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム」というものが設置をされており、この開催に協力をいたしまして、ゆくゆくはハイテク分野のビジネスにもつなげられるようにということで、側面から支援しているところでございます。

38ページに移っていただきまして、こういった活動も含めて海外のオピニオンリーダー、ビジネスリーダーとの人脈の拡大にも努めております。それから17年度の特記事項としては、38ページにありますような愛知万博で支援をしております、愛知万博は開催国ということで万博協会ができておりますけれども、それについて開発途上国の参加の支援等、ジェトロが側面からサポートをしたところでございます。

第2分野の最後のところが39ページにあります。我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援で、わかりにくい表題でございますけれども、要は進出した日系企業の支援でございます。一つには特に今、日系企業の進出が著しい中国で、国情の違いからさまざまなトラブルも

ありますので、進出企業支援センターを中国の各事務所に設置をして駆け込み寺として使っていただくということをしておりますし、これから海外に出て行こうというときの現地進出のための最初の足がかりとしての海外ビジネスサポートセンターをバンコク、シンガポール、マニラの3カ所に設置をして、自分の事務所ができるまでのつなぎとして活用していただいているところでございます。

40ページに移っていただいて、何回か出てきておりますけれども、海外に出た日経企業の一つの悩みは知的財産権の侵害でございますので、海外での保護について、特に中国に官民合同の大型ミッションを派遣する、あるいは海外で勉強会を重ねるといった知的財産権の保護活動も支援をしております。

41ページのミッション派遣による情報提供というのは、進出をする前の日本企業に情報を与えようということで、投資ビジネスミッションを幾つか派遣しております、17年度はインドネシア、ブラジル、インドといったところが大きなミッションでございます。中でもインドネシアの場合は、大統領ご自身がミッションの団員を全員受け入れて議論をしていただき、インドの場合も首相みずからが団員の表敬を受け入れるということで、ジェトロがまとめたということもあって非常に相手国政府にも高く扱っていただけたと思っている次第でございます。

42ページに移っておりますけれども、下の方にありますように、進出日系企業の事業環境改善のための提言活動ということで、大使館、総領事館あるいは現地の日本人商工会議所と連絡をとりながら、相手国政府等にビジネス環境の整備について訴えているという活動も継続的に行っております。

43ページに事例を載せておりますけれども、最後のローマ数字の の事例で言いますと、例えばマレーシアの場合には、ジェトロのクアラルンプールセンターで、マレーシアの労働法が非常に硬直的で、障害要因になっているというレポートを出しましたところ、政府が非常に関心を持ちまして、さらに担当省に具体的な改善点を提言して、国会でも議論をされるというところまで動かしているところでございます。それから、経済連携協定の中で、ビジネス環境整備委員会というのが定められておりますので、これにジェトロが積極的な関与をしているところでございます。

44ページに移っていただいて、日系企業の活動を円滑化するためにも開発途上国のいろいろな制度の整備運用が必要だということで、開発途上国の制度整備・運用への協力を行っております。例えば日本の環境関連制度を東南アジアへ普及するというところで、公害防止管理者制度をモデルにした制度の構築、運用の支援を行っておりますし、あるいは貿易投資円滑化のため

の専門家の派遣事業も行っているところであります。

それから、45ページに移って、その流れであります。先導的貿易投資環境整備実証事業でございますけれども、物流、基準認証、省エネなど日本のシステムが相手国にとって先導的なモデルとして導入できるようなところには、そういったものをモデルとして導入して有効性を検証し、いずれそういったものに基づいて制度設計をしてもらおうというモデル事業も行っております。

45ページからその下が、またODA的な事業でございますけれども、案件形成を支援するための初期のFS事業を行っております。ここにありますように、幾つかの事業に分かれていますけれども、地球環境・プラント活性化事業等調査、石油・天然ガス資源開発等支援及びエネルギー使用合理化設置導入可能性調査、それから民活事業環境整備支援事業実現可能性調査、こういったFS調査を経済産業省から受託をして実施をしております。

それからもう一段階進んで、46ページにいきますと、さらにFSを超えた実証事業で、我が国が持っている技術、ノウハウをモデル的に設置をして有用性、実用性を相手国に認識してもらう事業ということで、例えばアゼルバイジャンで国際認証取得に向けた実証事業を実施しております。また、産油国での人材育成支援や電力インフラ整備のために、ベトナムとインドネシアにおいて原子力発電の導入にどんな制度整備が必要かということの支援を経済産業省の委託によって、今実行しているところでございます。

48ページ以降は、アジア経済研究所の事業でございます。中は3つに分かれています。一つが48ページの調査研究の本体でありまして、この2、研究成果のところにありますように「開発途上国に関する世界水準の研究所」という目標を掲げておりまして、17年度は50の研究會、重点としては、やはりアジアに重点を置いた研究を今行っております。

少し飛ばしていただいて、50ページで、さらに調査以外にそれを支えるものとして、資料収集、情報提供を行っております。アジア経済研究所は幕張にございますけれども、幕張に大規模な図書館を持っております。これは専門図書館であり、古い資料から整理をして、いろいろな形で利用をさせていただいております。そのほかにも、研究成果の講演会・セミナー等を通じた情報提供に努めているところでございます。

また少し飛んでいただいて、54ページに開発途上国に関する研究交流・人材育成ということで、一つには年に1回大規模な国際シンポジウムを開いております。17年度の場合は世銀・朝日新聞社と共催で、東アジアで進行している経済統合に、インドがどういうふうに参加するのかということ、インド系であります米国コロンビア大学のバクワティ教授らを招いてシン

ポジウムを開催しました。またさまざまな共同プロジェクトや客員研究員の受け入れ等も行ってあります。人材育成の観点では、アジア経済研究所に開発スクールを設置しております。略称 I D E A S でございますけれども、17年度は外国人15名、日本人10名を受け入れて、大学院レベルの研修を行っております。外国人研修生の中には、これはミッドキャリアの教育でございますので、各国政府でポストを持っている方も多くございまして、帰った後アジア各国の開発行政の中で幹部として昇進している方もいるというところでございます。

以上、非常に駆け足でございましたけれども、ジェトロの今の事業、17年度の実績に即してご説明申し上げました。

特に先生方のご関心の点で事業の説明の足りない点があるかもしれませんが、きょうはそれぞれの事業を担当している部課長も来ておりますので、それらの者からご質問にお答えして補足させていただければと思います。

原科委員長 どうもご説明ありがとうございました。

大変広範な事業内容だと思いますけれども、それでは、まず少しご質問等がございましたら委員の方 田中委員、どうぞ。

田中委員 ちょっと先に失礼させていただきますので、質問とあと意見を述べさせていただきますと思います。

今ご説明していただいた資料の中で、45ページの(4)案件形成を支援するための初期調査というお話がございましたけれども、恐らくこの環境社会配慮のガイドラインを考えると、この部分が一番焦点になる点ではないかと思えます。実際、私どもはJICAの方もジェトロの皆様がこの初期調査で発掘されました案件が、JICAの開発調査という部門に今度は移りまして作業をしていくものもございまして。そういうときに、私たちが今運用しております環境社会配慮ガイドラインとの整合性をどうとるかというのが、恐らくここで非常に重要になってくると思っております。

これにつきましては、また次回以降のときにご説明をしていただくことになると思うんですけれども、私どもJICAも、私どもがこちらのお仕事にかかわるようなことも含めまして、JICAの環境社会配慮ガイドラインの現状と課題につきましても、皆様方に映像もまじえてご報告する機会をつくらせていただければと思っております。

以上です。

原科委員長 どうもありがとうございます。では、今のことは考えましょう。

ご質問等ほかにはございますでしょうか。松本委員。

松本委員 この場でどの程度の質問をしていいのかというのがあるんですが、今まさに田中委員がおっしゃったように、(4)から次のページの(7)までが、私が考えてきたジェットロの事業の中で、この委員会の中で議論をする必要が一番あるところだというふうに思っています。具体的には、やはりこれがどういう手順で行われているとか知らないと、なかなかどういう配慮をした方がいいのかということがわかりませんので、少なくとも私からは、この4、5、6、7ぐらいについては、スタート地点でまずどのようなことがあり、それがどういうふうなプロセスで進んでいくという事業のフローを、関係する省であったり、あるいはジェットロの部局であったり、あるいは外部の人であったり、そういうような関与を含めながら、ご説明をいただきたいというふうに思います。

原科委員長 これは今の段階では、むしろ次回以降の検討の資料ということで、そういうような形で。特に環境社会配慮の場合は意思決定との関係が極めて重要ですから、それもわかるような形で示していただかないと、せっかく情報を生産してもそれが活かされないと何もなりませんので、それがわかるようお願いしたいと思います。

吉田委員、どうぞ。

吉田委員 今ご説明をお伺いしたんですけれども、我々の方から見て、今、田中さんと松本さんからあったように、むしろ皆様方からの視点で、ここはこういうところをちょっと見てくださいという、素人だからよくわからないんですが、例えば中小企業の海外進出ということになると、やはり公害輸出なのという、一般国民は心配になるところだと思います。そういうところが問題にならないのか、なるのか。むしろジェットロさんの方から、この事業の中でここここという、グレーなのか危険なのか、いっぱいやってほしいとか、そういうのをちょっといただけるとありがたいと思います。

原科委員長 なるほど。環境社会配慮が特に必要であると思われる事業の分野ですね。

今、松本委員から今(4)以降の4、5、6、7が気になるとおっしゃったので、それ以外の部分で、特に環境社会配慮が必要だろうというもの、何かございますでしょうか。ジェットロのご担当の方から見た場合、この辺も知っておいた方がいいかなというのがございましたらお願いいたします。

それから一つ申し上げますと、その場合に、日本の環境アセスメントというのは大規模事業だけが対象になっていますね。これは日本の場合はそうなんですが、必ずしもこれは世界中がそうではありません。アメリカの、元祖といいますが、世界で最初に始まったNEPAの、アメリカ国家環境政策法という枠組みで始まったものですが、これは連邦政府の関与する

事業すべて、関与する意思決定ですね、これはすべて対象ですから、小規模でも対象なんですよ。ですから、規模の大小にかかわらず、環境配慮に必要と思われるものがあつたら、そういったものもご指摘いただきたいと思います。

入江企画部長 今ご指摘のジェット口としてどう思うかと、きょうのご議論も聞かせていただいて、各部課長も出ておりますので、中で議論をして、このあたりを見ていただくべきかなというのを相談して、次回以降にお示しをしようと思います。

原科委員長 私は、さっき伺って、例えば22ページの下の方の「有望輸出産品発掘支援分野」なんというところも、多分そういう環境配慮が要るのではないかと思います。経済の面から言ったら非常によくても、環境面で見落としがあると後で大変なことになってしまいますから、例えばこういうような部門も対象になるかなという感じがしました。

そんなことで、日本的なアセスの感覚ではなくて、むしろ国際レベルに立っていただきたいと思います。アメリカのシステムというのは、別にアメリカだけではありませんで、隣の韓国でも規模は相当小さいものが対象になっています。例えば日本では国レベルの環境影響評価法によるものは年間30件ぐらいなんです。ところが、韓国は毎年3,000件ぐらいやっています。100倍、人口規模で日本の半分以下ですから、だからものすごく沢山やっています。ということで世界の常識から言うと、日本のように大規模だけというのは、必ずしも一般的ではない。もちろんそういう国も多いですけども、でもそれが必ずしもいいとは思いませんので、小規模でもやはり環境配慮すべきものはしっかりしていただきたいと思います。

ちなみに、もう一言余計なことを言いますと、JICAの場合はそういう考え方ですね。ですから、JICAの事業すべてが対象ということで考えて、そのもとでスクリーニングをして、結果的にはそんなにたくさんやらなくていいんですけども、原則としてはすべて網がかかるようにしております。

よろしいでしょうか。どうぞ、村山委員。

村山委員 村山と申します。遅れてきて申しわけありません。

初回ですので、恐らくガイドラインのスコープをどう定めていくかという議論が多分必要で、私自身も45ページ、46ページが多分重要な課題になっていると思うんですが、それ以外にも貿易が環境や社会に与える影響をどう考慮するかという点も、一方で議論になるのかなと思っています。

それで、先ほど原科先生おっしゃったような、例えば22ページの有望輸出産品発掘支援分野のところでも申し上げると、非常に具体的な例で恐縮なんですけど、23ページにあるアフリカンフ

エアに家族の者が行きました、パンフレットを拝見したところ、その中に、結構これはいいのかなという物質が実はあったんですね。具体的に言うと、昨年度問題になったアスベストがアフリカの国の一つの産品の中にありました。そういった点をこれからチェックするのかどうかという、そういった点も今後考えていく必要があるのかどうか、これも、もしかするとこうした点も委員会のスコープの中に入るのかなという気がしますので、今後の議論でそのあたりを詰めていただければと思っています。

原科委員長 今回の例なんかもちよっと気になりますね。だから、そういうようなことで、やはり世界が日本のジェットロがチェックすれば大丈夫だと、こういうようなことになれば大変いいと思います。

柳委員 関連ですけれども、今度は18ページの5のところの機械と部品分野で、具体的な成果例が上がっています。それで、欧州ではご承知のようにWEEE/RoHSの規制で鉛の規制とかやっていますし、現在はREACHの規制ということで、今、原案を策定中という、そういった段階になりますよね。それから、有害化学物質を含有する製品を途上国に輸出するというになると、その後の処理まで、やはり輸出企業は考えておかなければいけないということですね。また、そういうようなことを考えますと、ヨーロッパでは規制を受けてだめだけれども、途上国はオーケーなのでオーケーだという考え方でいくと、それは後々の未処理のコストをだれが負担するのかという問題になりますので、社会環境配慮というのは、もう少し広目に、そういう意味では従来の輸出ということ考えたときには、日本の製品と、それから途上国のダブルスタンダードでオーケーだという考え方ではなかなか通用しない。そうすると、グローバルスタンダードをやはりそういった中小企業の中でも入れるような発想でもって、何か考えていかなければならないのではないかなという問題も恐らく出てくるだろうと思うのです。ですから、そういう観点もやはりガイドラインを決めるときには視点の中に入れておく必要があるのではないかなと、そういった印象を持ちました。

原科委員長 そういうような視点から、何か今の段階で、この場でぱっとお答えいただくのは難しいかもしれませんが、次回ぐらいにそういう資料をご提出いただければと思います。今、何かございましたら。

入江企画部長 村山先生のご指摘になった、アスベストというのは陳列品に入っていたという……。

村山委員 各国の主要産品がそれぞれパンフレットにあったんですが、その中の国の一つにアスベストがリストされていました。もしよければ実物をお持ちしてもよいのですが（笑）。

入江企画部長 ただ、当日随分綿密に見たけれども、それらしいものはどうも思い浮かばなかったの、ものというよりもむしろパンフレットの中に。

村山委員 ええ、パンフレットの中ですね。多分実物はなかったんだと思います。

原科委員長 アスベストは重要ですね。実は私も愛知万博の環境アセスにずっとおつき合いしてまして、もう8年ぐらいですか。ずっとやってきまして、最終段階でアスベスト問題が出てきた、ご存じかもしれないですけども。実際は非常に少なかったんですけども、若干ありまして、大至急その対応をしました。国際的な場では、やはりアスベストは非常に危ないという認識です。えらく神経質になります。

では、ちょっと時間も大分たちましたので、少し休憩とりましょうか。10分ほど休憩とりたいと思います。

午後 3時53分休憩

午後 4時06分再開

原科委員長 では、再開いたしましょう。

では、これからは質疑がまだあれば続けていただきますが、少しディスカッションに入りたいと思います。

古谷展示事業課長 すみません、委員長。

先ほどのアフリカンフェアの私どもが作り出したこのパンフレットの中に、アスベストというのがあったというご指摘を受けまして、今調べました。村山先生にも確認をいただきました。確かに、このアフリカンフェアのパンフレット、ガイドブックの中で国情紹介をしております。その中で、スワジランドそれからジンバブエの主要産業として、鉱物ではアスベストがあるという、これは客観的な事実でございますので、それをここに記述をしております。出展物としては一切そういうものは出ておりませんので、その点をお答えさせていただければと思います。

原科委員長 ということだそうです。

それでは、ほかに何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今後の進め方について少し議論をしたいと思います。

まず、私はさっき一部申し上げましたけれども、JICAの場合にはスクリーニングということで考えて、基本的にはそういう環境に対して影響がありそうな、あり得るといいますが、活動に対してなるべく幅広く考えておいて、スクリーニングを経て環境社会配慮をやっていくと。そうしますと、環境に対して影響が大きいものに関してはきちっとやるし、そうでなければ少し簡単にする、これは通常そういう考え方で、JICAもそうですし、それから世界銀行

の方向もそういうふうになっておりますので、こんな格好がいいと思いますけれども 例え
ばそんなことを考えています。そのための情報収集を始めましょうということなんです。

この辺の進め方はいかがでしょうか。まず、ですからこの事業、今日ご説明いただいた事業
は、環境社会配慮の観点からどうかと整理したものををご用意いただいて、そして検討していく
というようなことになると思いますけれども。これは私の考えですけれども。ほかにご意見い
ただければありがたいんですが。

山田総務部長 そうしますと、今日私どもの方で説明させていただきました、いろいろな事
業がございますが、その中で私どもの方から環境社会配慮にかかわりそうなところで、ご議論
いただきたい事業あるいはポイントについて、先生方のご意見を頂戴するという形で、次回に
お話しさせていただいてご議論いただくと、そういうことでございますか。

原科委員長 ちょっと違うんですけれども、むしろきょうご説明いただいた事業に対して、
この事業に関しては環境社会配慮の点から言ってあまり心配ないだろうとか、Bの事業に関し
ては、これこれに関してはあり得るかなとか、Cはこうだ、そういうような一種の第一段階の
スクリーニングみたいなことです。ですから、環境社会配慮の必要度がどのぐらいかというこ
との情報をいただければと思います。それをこの場で議論しながらそれでいいかなとか、もう
ちょっとやった方がいいとか、あるいはそこまでやる必要はないかなとか、そんな議論をし
たいと思っているんですけれども、どうでしょう。

事務局（藤崎） すみません、それは事業ごとにこちらの方から、こういうことではどうか
という、私どもの考え方をお示しし、委員の皆様にお考えいただくということになるのでしょ
うか。

原科委員長 そうですね、そういう情報提供をまずいただければと思います。これは私の提
案なので、ほかの方はそう思わないかもしれないので、ほかの方もご意見いただきたいんです
が。

事務局（藤崎） 個別事業ごとにこれはどうというのは、……。

原科委員長 きょう8種類ご説明いただきましたね。それで例えば対日投資というところ
では、環境社会配慮の点からはどんなことが必要かなと。これに関してはあまり心配が要らない
ということがありますね。それから2番目に、中小企業等の輸出、これはそちらの方で整理し
て情報をいただいて、それをこの場で議論して、それでいいかどうかということをしていくと。
そんなような進め方はどうかなと思いましたがけれども。

永田市場開拓部長 ご質問なんです、その場合、事業的に整理していった場合、実際個々

の事業で対象として取り扱っている分野、業種が、いわゆる全般にかかわってくるケースがございます。その場合に、ある程度想定されたものがないと、例えば食品関係ですと食品安全規制の問題、化学物質で有害物質というふうな形で、ある程度業種が想定された場合には、それなりの対象もわかってきますし、ある程度考えられるところはあると思うんですが、そこら辺の仕切りというのはどのように考えたらよろしゅうございますか。例えば輸出促進の関連の事業ということになりますと、重点の分野というのが、先ほどご説明のとおりでございますけれども、例えば機械なら機械ということになっても、これが海外進出支援中小企業、国際展開支援というようなことになると、これはまた対象になる分野が必ずしも限定されてはまいりませんので。

原科委員長 それはどうでしょうね。私はジェット口の事業の、基本的にはすべてが対象だと考えていただいて、そしてその上でのルールづくりがいいかなと思いましたが、それで具体的に考えて、まず事業別に見ていきたい。おっしゃるように業種ごとということも大変重要であれば、それももちろんそういうことも具体的にご説明いただいた方がいいと思います。むしろ、その辺は私もよくわかりませんから。

事務局（藤崎） 要は、例えば一つの事業を考えましても、いろいろ総合してみるともしかすると可能性があるかなという部分、グレーゾーンがあるんです。それで、例えばマニュアルづくりをしたときも非常に苦しんでしまいました。また、むしろそういった作業をこちらでやるといたしましても、実は私どもの方に環境社会配慮といいたほうがいいか、環境アセスと言った方がいいと思うんですけれども、それについての知識が、極めて限られているものですから、そのあたり先生から、私どもがそういった議論をするための、こういう場合はこうという……。

原科委員長 逆に、こちらから情報提供ね。環境アセスメントはこういうものだ……。

事務局（藤崎） そうしていただきませんか、ちょっと回らないかと思えます。

原科委員長 なるほど、それもそうですね。JICAの場合、今みたいな考え方でスタートしまして、ですから、まずJICAの事業についてJICAの内部で分類してもらったんです。それで、JICAもいろいろなことをやっているの、中の方もご専門はわかるんですけれども、全体を見通すことはなかなか難しかったようで、それで少し苦労をしまして、結局大きく3つのファンクションがあると整理していただいて、それぞれに対してアセスメントをやると。そうすると、結果的には事業の種類によってはアセスをやる確率、可能性は違いますね。簡単に言いますと、開発調査は大きなものですね。これは大規模プロジェクトになりますと、当然きちっとしたアセスをやる可能性は高いですね。だけれども、それ以外の例えば無償資金、こ

れに関しては資金援助に関しては外務省の判断をサポートする調査ですから、若干要素は変わってくる。それは規模が小さいものが多いですから、そうなってくると、ちょっとレベルが違ってくるかなと。それから、技術援助に関しては、ほとんど実際はやらなくていいだろうということになるわけですが、でも一応枠組みとしては3つともアセスメントの可能性がある。その場合のスクリーニングの基準をちゃんとつくっておけばそれでいいわけですから、そんなふうに整理しました。

その考え方で今回も行えると思ったんですけども、そもそもアセスメントはどんなものかということをはきちっとお互い理解しないと、どれが対象になるかどうか分からないというのは、おっしゃるとおりかもしれないですね。特に「環境社会配慮」という言葉は日本国内ではあまり使いません。環境社会配慮という言い方は、途上国支援の場合には使います。なぜかといいますと、日本では環境社会配慮の「社会」部分に対しては、ほかの法的な制度も含めて対応できていると我々は認識しておりまして、特に「社会配慮」というのは住民移転問題ですね。ですから人権問題にかかわる。そういうふうな、日本の場合にはダム補償問題とか、もう何十年前に非常に苦労して、それでその分野で対応してきましたので、それはそちらの方で対応することになってきたので、あとは環境影響が残ると分けていると思うんです。ただ、途上国支援に関しては両方の問題が生じてまいりますので、環境社会配慮ということになりますね。そうすると、だからアセスメントというものは両方考えなきゃいけない。ただ、日本的なアセスメントの枠組みでいくと、ちょっと違ってきますね。ですから、影響の範囲のとり方も違ってくるし、それから対象事業も考え方も違ってくるといろいろございますので、その辺もちょっと説明した方がいかもれしないです。

そうすると、今度こちらに宿題が回ってきちゃった。どんなふうに出しましょうか。それぞれが宿題をやってくるということにしましょうか。

事務局（藤崎） 例えば私がマニュアルの作成にかかわったときに、例えばざっくり言ってしまうと、もともとジェットロが始まったとき以来の伝統を持つ調査系の事業、アジ研の調査、研究など、そういったものについては、ある意味で、ほとんどガイドラインの対象にはならない。要するにネットワークで情報をとってということでございますので、そういったところなどは外れるのかなという気はいたしたんですけども、それは私どもとしては言えませんので、内部からそれは言えませんので、一応マニュアルづくりのときは、すべてに網がかかるような考えでいったんですね。

ただ、やはり内部で議論をしますと、自分たちの仕事はガイドラインとは全く関係ないじゃ

ないかと、そういう声もやはり出てきますので、非常にある意味では混乱をしてしまったという経験がございまして、そのあたりはむしろ委員の先生方にご助言というんでしょうか、まずはアドバイスをいただきたいところございまして、確かにすべて網がかけるといのはおっしゃるとおりなんですけど……。

原科委員長 どうぞ。

松本委員 JICAのときも結局は、そういう3分類になりましたけれども、実はその委員会の外では何度も勉強会をしているんですね。つまり、この場で委員が何かをプレゼンテーションをし、それに質疑応答し、次はジェットロ側からプレゼントし、質疑応答してやっていると、かなり時間も食ってしまうと。逆に双方向で、これはどういう事業なんですか、例えば有害物質のことについてはどこまで可能性があるんでしょうかというようなスピーディーなやりとりをしながら、ある程度のフレームワークをつくる方がいいと思いますので、思いつきではありますが、この中で委員の側とジェットロの側から何人が集まって、それこそ幹事会ではなくてむしろ作業部会だと思いますが、そういうワーキンググループをつくって、このジェットロ全体の事業を環境社会面での配慮ということから幾つか分類をして、ではこの分類に沿って方針を考えたらどうかという提案を、この委員会に投げるような、そういうボランタリーな作業部会をつくるということが、一つはいいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

原科委員長 今のご提案に対してご意見ございますでしょうか。ただ、それは透明性が問題であると。

松本委員 いや、ここで提案をした作業部会は案づくりということですよ。つまり、ジェットロ側に案をつくってもらおうと、今、藤崎さんがおっしゃったようにアセスについてのいろいろなわからない部分もあると。

原科委員長 では、ワーキンググループできちんと作業をして、その結果をきちんとレポートしてオープンにしていくということですね。

高梨さん、どうぞ。

高梨委員 私もそう思いますね。個人的にはジェットロさんの言う対応を私は存じ上げているつもりなんですけれども、いろいろと事務局の方とお話しすると、環境アセスでどういう点に注意しなきゃいけないかというところで、若干心配されていると思います。先ほど先生方のご指摘にありました、投資促進、輸出促進で意外と環境社会配慮しなきゃいけない部分があるかもしれない。その意味で小グループ、ワーキンググループのようなところで一度レビューした

方がいいかもしれないと、私もそう思います。その結果を例えばこの委員会に代表して報告して、今後こういう点を注意したらどうかという点が指摘されましたと報告し、皆さんに議論をしていただくのも一つの効率的な方法かなと思いますけれども。

原科委員長 ジェトロの皆さんはいかがでしょう、今の件。そういう方がよろしいですかね。それでは、そういうような形でワーキンググループをつくって、そこから少し作業をしていただいて、レポートしていただくということにいたしましょうか。

そうすると、早速ワーキンググループのメンバーを決めなきゃいけないですね。言い出しっぺ。もう2人、決まった。当然事務局もお2人、まだ……。

吉田委員 ちょっと一言。

前の話で、先ほど事業の説明を受けたんですけれども、海外直接投資の促進という議論はないんですか。この3つの中、きょう説明願った中で、対日直接投資の促進とあるんですけれども、日本の企業が海外に直接投資をすることを促進するという、そういう……。

入江企画部長 促進というか、出たいという企業に情報を与えたり、出た後のトラブルの解決を応援したりとか側面支援、促進という言葉よりも、むしろ支援だと思うんですけれども。

吉田委員 結構悩ましいですよ。直接投資、工場をつくるということですから。

入江企画部長 そこは、きょうの資料で言うと38ページの我が国企業に対する海外の事業円滑化支援という、物すごくまどろっこしいのがあるんですが、海外投資促進とまでは強くないんですけれども、外に出ているときには支援しますよという趣旨。ここに書いてあるのは、むしろ吉田先生おっしゃっているような……。

吉田委員 海外直接投資にかかわる支援ですね、ここですかね。これは結構悩ましい、そういう印象です。

原科委員長 そうすると、ワーキンググループは今4人確定と、そちらお2人。もう1人ぐらいい方がいいですか。こちらの方ではどうでしょう。分野的にこうやって見ると、理工学の分野で1人という感じですかね。村山先生、お願いできますか。理工学分野ということで。

村山委員 スケジュール的に合えば。

入江企画部長 恐らく作業部会は先生方がおつくりになって、こちらからはもうこれだけ事業も多岐にわたっておりますので、多分担当課長が……。

原科委員長 そうですね。もっとたくさん、その方がいいですね。

入江企画部長 そこで議論させていただいて、持っている事業が、どういうふうに配慮すべきかどうかということ議論させていただくと。個別に議論をやらずに。

原科委員長 そうですね、そうしましょう。だから、幹事役みたいなことをお願いしたい、あとはどんどん入っていただくと。

そうしたら、委員の方は村山先生にも入っていただいて、村山先生はJICAの審査会の会長をやっておられたので、ちょうどいいと思います。

村山委員 また、委員長として関わることになりました。

原科委員長 また、今回も引き続きやっているそうです。では3名。委員3名でいいですか、そちらの方と。では、そういうことでワーキンググループ、スタートいたしましょう。

それでは、そういう進め方をするというにいたしまして、ではそういうことを前提にして、もう少し議論を進めたいと思います。

松本委員 ですので、具体的にはとりあえず次回までに、それを整理するということになるわけですね。

原科委員長 一部ね。全部は無理ですね。

事務局（藤崎） それで、スケジュールは別途協議させていただいて、ちょっと先ほどの委員の皆様と相談させていただいた日づけですと、なかなか難しいものですから……。

原科委員長 さっき言ったのは早過ぎちゃいますか。

事務局（藤崎） ちょっと……。

原科委員長 下旬ぐらい、10日ぐらい後。でも、11月に1回はやりましょう。私は25日から海外出張なので、24日までに。24日 3、4は休みか。22までですか。

住吉理事 いずれにせよ、分野を限って、全部というのは無理ですから。

原科委員長 そうですね。特に、さっきみたいな重要な分野からやっていきますか。さっきの、特に気になる分野から始めましょう、重点的にね。

では、そんなことでよろしいですか。では、分野として今ご提案の、分野を限るというところがございまして、先ほどのご意見によりますと、やはりこれは45ページですね。開発途上国の各種制度整備・運用への協力というところの（4）番、案件形成を支援するための初期調査とか、それから5番、6番、7番と特に気になっているというご意見でした。3番、全体でもいいですか。3番、各種制度整備・運用への協力というこの部分をまず最初に対象にしましょうか。

松本委員

このワーキンググループでの議論の参考にするためですが、JICAのときは、確かにスキームごとになっていたんですが、例えば関与の仕方によって分けたりとか、必ずしもJICA

方式だけではないのかなというふうに思っています。そこで委員の先生方にお知恵を拝借したいのは、例えば先ほど村山先生の話にあったような有害物質なり、そういった化学物質だったり、そういうものが海外に行く可能性がある場合であるとか、あるいは調査も単に知的貢献だけではなくて、何か事業を実施するための支援である調査、つまりそれによって環境社会面で著しい影響が起き得る可能性のある調査、調査でも調査が実施された場合など、幾つかの事業タイプというんでしょうか、あるいは起きそうな環境への影響、あるいは社会への影響という点から分類する場合、今みたく、つまり有害物質、化学物質などが海外にこれによって輸出されたり促進されたりしてしまうような場合や、JICAタイプのもの以外に何かもし今起こりそうなケースというのはどういうことがあるかということをお知恵を拝借する、できればワーキンググループの議論のときに整理をしやすいかなと思うんですが、それ以外に何かありますか。

原科委員長 どうでしょうね。

松本委員 大きく言うと、貿易その他によって有害なものが、現地の環境に影響を与えそうなものが出ていく、あるいは事業の実施によって、そういうものが引き起こされる、その2つぐらいですか、今のジェトロの事業をお聞きになって、あり得そうなパターンとして。

原科委員長 まず2番目の事業の中身はいろいろあると思いますが、さっきみたいな向こうでの産業育成の話と、こちらインフラ整備の支援と種類が違うでしょう。それで何種類かに分かれる感じ。インフラ整備の支援というのは通常のアセスメントですね。それからさっきのような産業育成の場合には、本当にそれが環境配慮からいって、どうなのかというチェックをするとか、ちょっと種類が違うと思うんですね。それから貿易ですか。

これは、ですから通常のアセスメント、一つの手法ですけれども、それ以外にもっと幅広く、先ほどのお話でも事業の中で日本企業のCSRについて中国に情報提供されたと、そういうCSRというような幅広いコンセプトで考えた方がいいかもしれないですね。CSRのための一つの手段としてアセスは非常に強力、やりやすいというか、効果的方法だと思いますけれども。基本的にはそういうようなことでいった方がいいと思いますね。むしろこれはOECDの議論を少し参考にしてもらって、やはり国際的なそういう視野も大事ですね。

川村委員 一つよろしいでしょうか。

CSRとの関係ということで言うならば、例えば42ページ、43ページに載っている進出日系企業の事業環境改善のための提言活動の中身なんか関係してくる可能性はあるんじゃないかという気はするんですね。例えば労働、この辺でしたかね……。

原科委員長 硬直的な労働法。

川村委員 そうそう、硬直的な労働法というような話が出てきていますけれども、もちろん不当な規定というのはよくないでしょうが、例えば労働者の権利だとか労働者に対する社会影響みたいなものも考えておかないと、将来的にCSRという点で批判を浴びるといようなこともあり得るかと思しますので、そういう視点は一つ要るのかなという気がします。

原科委員長 では、あと若干時間がありますので、その環境社会配慮の考え方について少し整理をした方がいいと思いますから、この件でどうでしょうか。私はCSRという大きな枠で考えた方がいいと申し上げたんですが、そんなようなコンセプトでよろしいでしょうか。どうでしょう。

どうぞ、宮崎委員。

宮崎委員 ちょっと私、的はずれなことを申し上げるかもしれませんが。

環境社会配慮という、そのことの中のごく一部かもしれませんが、日本の場合にはご存じのように、非常に公害とか経験が深く、それに対する対策技術というのはある意味では世界で一番進んでいると思うんですね。もちろん出たものの処理技術も非常に進んでいますけれども、今は産業界では、先ほど有害物の話もありましたけれども、できるだけ環境に出さないようにということで、例えば水の使用量についても多くの工場では非常にリサイクル率が高い。世界的に見ても非常に高いということだと思います。それはいわゆる環境に負荷を与えないような政策技術とか、それからもちろん処理技術も含めてなんですけれども、そういうふうな環境に与える負荷をできるだけ少なくするようなシステム、そういうものをジェットロさんが重点の一つとして、例えば世界的に普及していくとか、途上国だけではなく、もちろん全世界、先進国も含めて、日本のそういう進んだ技術をどんどん普及していくというふうな、これは世界的な配慮をしていくことの中のごく一部かもしれないのですけれども、そういう観点もやはり盛り込んでいく必要があるんじゃないかなというように感じております。個人的な意見ですが。

原科委員長 今の大変建設的なご提案だと思います。どうぞ。

松本委員 これは確かに、JICAの委員会のために吉田先生もご発言されたと思うんですが、よりよくしていくものと悪いものはやらないという2つの発想があると思うんですね。やはりこういう事業に対しては、公的な機関としては、やはり資金を投じない。しかし、逆に義務ではないけれども、より事業がこういうふうになっていくように、ジェットロが促進していく。悪いものをなくす場合は、どちらかというリクワイアメントを提示し、よりよくするた

めには何かあるべき姿とか理想をどんどんそこに入れていくということになって、しかし、もし審査ということを考えれば、よりよい方法を審査するというのは結構厳しいものがあって、非常に自発的な発想ですので、そこは難しいと。

したがって、JICAのときも議論になったのは、JICAというのは支援をするのが機構としての役割なんだから、途上国のある機関ができないのならば、できるように支援してあげると。しかし、JBICの発想というのは、できないところに多額の融資をしてはいけないから、その場合は融資をしない方がいいのではないかと、そういうような発想があったんですね。

ですから、私もジェットロの事業の中で、一つはっきりさせなきゃいけないなと思うのは、今宮崎委員がおっしゃったような、環境をよりよくしていくための役割をジェットロが果たすのか、あるいはよくないものをやめるといって、結構それをしかもリクワイアメントのような形でガイドラインが定めて、一種ジェットロが手を出すか出さないかの審査基準のようなものにするのか、それによってかなり性格は変わってくると思いますし、今の宮崎委員の話を伺うと両方が必要な場合、そういう印象を持ったんですが。

原科委員長 その点は、むしろジェットロの皆さんのお考えを少しお聞きした方がいいと思うんですが。

事務局（藤崎） 具体的には、これまで経済産業省のグリーンエイドプラン（GAP）のような仕事をジェットロはやってきているわけです。それは簡単に紹介すれば例えばインドネシアでのゴム工場の廃水処理、そういったものに現地との共同作業という形で協力をしていくとか、それからタイとかインドネシアでは、日本の公害防止管理者制度に類似のものを導入しつつある。こういった事業は以前からやっている、それは今、宮崎先生からご意見が出たような側面の活動ではないかと思います。

山田総務部長 それにつきましては、私どももそういうミッションを持って、経済産業省それから他機関と連携して、途上国のそういった環境の負荷を減ずるような、そういう支援というような事業展開というのは、これは引き続きやっていくということに当然なろうと思います。このガイドラインでは、そういうためにやるときにも環境負荷を与えてはいけないというところを見なくてはいけないわけですね。汚水処理プラントをつくるときでも、やたらめったら何かするんだということのないよう、両方を見るという、そういう理解でよろしいですか。

原科委員長 私もそんなふうな整理かなという感じを持ってしまして、環境配慮のための事業だから大丈夫とは限らないですよ。副次的効果で一生懸命環境をよくしているんだけど、マイナスもあつたらまずいですし、総合的にどうかというのがありますから、そういう副次的

な影響というところもチェックするというのが、ガイドラインの一つの役割かなと思ひまして、そういう意味では予防的というかプリコーショナルですね。そういうようなことで考えた方がいいかなと思ひますけれども、どうでしょうか。

松本委員 そこは、やはり委員の中である程度どうかなと。ネガティブチェックという国際機関ではセーフガード、つまり安全性をガードするという意味でこういうのを使ひますけれども。

原科委員長 セーフガードですね。それから、セーフガードによって、単なるネガティブだけじゃなくて、できたらインブループメントにつなげたいけれども、セーフガード。

松本委員 基本的には 英語ばかりで恐縮ですけれども、ドゥー・モア・グッドということとドゥー・ノー・ハームという2つのアプローチがあるんですが、基本的にはドゥー・ノー・ハームというものをこのガイドラインの原則に移すのか、それともドゥー・モア・グッドについても、何かこのガイドラインの中にできるだけこういうことに貢献していくみたいな書き方をしていくのかどうかというのは、多分議論をしていく必要があると。

原科委員長 ドゥー・ノー・ハーム、プラスアルファ。ドゥー・ノー・ハームはやはりベースだと思ひますけれども。

吉田委員 やはり提供機関ということで、ある意味では税金を導入される機関ですから、ミッションとしてはインスペクションというよりもキャパシティー、ディベロップメントという要素は当然入っている。その辺はやはりフィロソフィーとして、きちんと了解しておいた方がいいですよ。今、藤崎さんの話もそういうことについて今までやっているんですから、引き続きというスタンスでいいんじゃないですか。

山田総務部長 それはキャパシティービルディングという意味ですか。

吉田委員 そうです。足りないんだったら、そういうインスペクションがなきゃだめよというのではなくて、よくなるように支援も含めるといふ、場合によってですね。そういう姿勢があつていいと。

原科委員長 だから、ドゥー・ノー・ハーム、プラスアルファで、キャパシティーを含めたい。だから、ドゥー・ノー・ハームは、まずベーシックで必要なことであると。必要条件で、リクワイアメント、プラスアルファをということですね。

吉田委員 そうですね。

原科委員長 そういうような考え方でまいりましょう。よろしいでしょうか、宮崎委員。

宮崎委員 結構です。

原科委員長 それでは、そういうようなことで考えていきたいと思います。

これは、ちょっと段取り考えましようかね。そうすると、これからどのぐらいの回数をやったらいいかなんですけれども、一応これは月2回というようなことで考えましたけれども、月2回となると、一応3月まで考えて5カ月で10回ぐらいということですか。でも冬休み、年末年始がありますから、そうはいかないですね。七、八回でしょうか。

事務局（藤崎） 今回の状況を見ますと、例えばワーキンググループとかという話になってきていますけれども、もう少し、今までは2週間に1回でというふうに想定しておったんですけれども、もう少しタイミング、時間をあけた方が効率的かと……。

原科委員長 ワーキンググループを挟みながらということ。そうすると、この委員会自体は数回、五、六回にして、むしろワーキンググループの方を二、三回、もうちょっとやるぐらいの感じで。

事務局（藤崎） そうですね。

原科委員長 どうでしょう。その進め方でよろしいでしょうか。ワーキンググループはもうちょっと、3回か4回やっていただいて、その途中段階の報告を。委員会は五、六回です。

入江企画部長 1点確認をさせていただきますが、私、先ほど事業説明したときに、後に松本委員から具体的に言うと46ページあたりの案件形成関係の事業フロー、外部のアクターの事業部門を見たいと。これは、やはり1回事業をざっとサーベイした上で、これはやはりさらに事業フローを見る必要があるということで、次のステップがその事業フローを解明していく、そういうような段取りでよろしいでしょうか。

原科委員長 今のお話ですと、45ページのこの辺のところ为中心的にターゲットにしようということになったと思いますので、そういうことでいいですね。ですから、それに関して具体的な手続についても情報提供していただくといいと思います。

事務局（藤崎） それは、ワーキンググループの段階からですか。

原科委員長 ええ、ワーキンググループの段階でやりとりしていただいて、それを整理したものを出示していただくということですね。全体、最後の事業化までつながっていけば、案件形成段階で配慮したことは全部実現しますけれども、案件形成段階で配慮しても、次の事業実施主体が違ってくると、そこがまた難しいんですよ。そのときに、だから案件形成段階で配慮した上で、実際に事業者はどう反映できるかと、そのメカニズムをうまくつくりたいと何もないんじゃないかと。それは大変大事なことだと思います。

事務局（藤崎） そこはワーキンググループの段階から十分お示しをして見ていただくとい

うことでしょうか。

原科委員長 そうですね。それで、例えばODA関係ですと、今の円借款関係ですね。JICAとJBICの関係は今わかっていますから、その間をどうつなぐかという、一番やはり議論したいところですから、そういうようなことをちゃんと……。

清水産業技術・農水産部長 私、4、5、6、7の担当なので。もしワーキンググループの段階から細かいお話をしていくと、ワーキンググループのマネートというのは何なのかというが不明確になるので、いずれにしても4、5、6、7は当然やりましょうというお話をワーキンググループで全部スクリーニングしたらなると私も想定していますから、このご説明をどこかで、本委員会ですなくちゃいけないと思いますが、仮にワーキンググループで一生懸命議論をした場合、ワーキンググループのお三方が別に義務を負うのかどうかということとはよくわからなくて。

原科委員長 今のファンクションに関しては、松本委員がさっき、ちょうどご提案になったその続きで……。

松本委員 それで、ちょっと混乱をしたのかもしれませんが言ったのは、基本的にこのワーキンググループは、たくさんあるジェットロの事業の中を、今後議論しやすいように整理をするというところですが、実は私は提案していないんです。その部分だけです。ですから、JICAの場合は、その3つの事業ごとにフローを議論していきましょうとあって、すっきりしましたけれども、ジェットロの場合はもっと複雑ですので、さまざまな事業をどういうふうに我々は整理して、どういう議論をここで進めたらいいかという提案をするというところですから、私の考えは今の業務フローのこの細かいところを、ここでやはり議論をしていただいた方がいいと思いますし、ただし、その整理をする上で必要なフローは、恐らくそのワーキンググループの中で議論するとは思いますがけれども。

原科委員長 そうか。そういうことですね。だから、ワーキンググループで準備していただいて、ここに持ってきていただく。だから、ワーキンググループの回数は少ないんです。整理して、そのつくった成果をもう一回ここで出していただくと。そのとき、ここは最初からやっちゃうと、議論がむだになるので、議論しやすいように整理していくと。透明性が大事なんです。

清水産業技術・農水産部長 いずれにしても、ワーキンググループには細かい資料をお出ししてお話をしながら、どこまでどういうふうにやっていくという議論は当然するかと思いますけれども、整理の仕方をどこまで細かくやるのかということも含めて、ワーキンググループ

もやはりターゲットをちゃんと決めておかないと、とにかく非常に細かい議論までワーキンググループが議論してしまっていて、後はその結果をご報告するだけなんですということだと、ちょっと本委員会とは関係が不明確かなと……。

原科委員長 ワーキンググループは議論をしていただくんじゃなくて、あくまで整理です。情報整理の機能ですから。どうぞ、高梨委員。

高梨委員 私も思っていたのは、ワーキンググループは必ずしも議論をする場ではなくて、ジェットロさんの事業を総ざらいする。そうやって、それが環境社会に関係あるかどうか、もしありそうだったらそれを残して、本委員会で具体的にお話ししていただく。個人的には45ページのところが恐らく大きなところでしょうから、別にそこはワーキンググループで議論することはまずないと思います。それは、この委員会でしっかりご議論をしていいことだと思います。

清水産業技術・農水産部長 私のこれまでの印象は、全部をそれぞれ担当課長がご説明をして、これはもういいやと。これはちょっとグレーだからもう少し議論しましょうと。これはもう明らかに関係があるから、こういう資料を用意した上で議論をしましょうという整理をワーキンググループでするのかなと。そういうことであれば。

吉田委員 ただ問題なのは、整理の仕方がもう一つ、我々自身が要はイメージできていないんですよね。ですから、むしろこちら側は環境配慮のエキスパートですよね、皆さんは事業のエキスパートですから、そこでダイアログしながら、お互いが気づいて、ではこれはここだね、ここだねという、僕はここだね、ここだという仕分けをどうするのかなというのが問題だと思っています。そこが、だから作業を通じて浮かび上がってくるのか、そこはマトリックスなのか、シークエンスでやるのか対象でやっていくのか、プロセスでやっていくのか、いろいろなクライテリアで仕分けしていく。その形が見えてこない、ガイドライン全体のフレームをどうするかというのがなかなか出てこないと思います。それで、当面お2人方の両方でダイアログして、お互いが気がつかないところに気がつきましょうと、そういう段階だと思うんですね。

ですから、今おっしゃったとおり、各事業の説明をしていただいて、まさに同時間で同じ時間を共有してやっていくと、そういうことだと思っているんですけども。そういうふうに理解しています。

原科委員長 よろしいでしょうか。

長島情報企画課長 海外調査部では、例えばJICAさんの開発調査を受託するということはたまにあるわけですね。そうすると、その案件自体の責任というのは、我々の受託する方に

あるのか、ある場合我々も中身をきちんとチェックした上で受託を決定するかという点も考えなければならないのか。あるいはJICAさんの方でやられているので、それは受け取っているものか、こういう考えもあると思います。JICAさんの例えば開発調査では、受託した後は契約で動かないといけないようなことがあると思いますから、どの段階で、仕分けをするかという点も考えなければならないと思います。一つの受託者としての立場として、ある程度スクリーニングをすることが求められることもあり得ると。

松本委員 今のは、この45ページの(4)の中に含んでいるんですか。

長島情報企画課長 それ以外にも、今後ジェット口の事業を整理する上で……。

松本委員 実は、JICAのときに、紙が出てきたのに紙に書いていない事業があったということで、非常にそのときに混乱をしたんですね。つまり、やはり我々ジェット口のことをすべて知りませんので、紙にない事業もあると言われると本当に困ってしまうので、そこは本当に申しわけないんですけども、やはり今後これを運用しようとしているわけですので、今後のことも踏まえて事業全体をご説明していただかないと、我々の方としては非常に困ってしまうんです。なので、そこはぜひ、すべて紙にさせていただくようお願いしたいんですが。

原科委員長 では、それも資料提出をお願いしたいと思います。

では、そうすると、ワーキンググループはそんなに回数やらなくてもいいですかね。

松本委員 議論の枠組みさえ決まれば、議論は全部ここでやった方がいいと思います。

原科委員長 あとはここでやりましょう。そんなぐあいになりますか。

では、どうしますか。そろそろきょうはこの辺で切り上げるタイミングでしょう。

では、ちょっとまとめますね。きょう、ジェット口の事業の概略ご説明いただきましたので、少し様子がわかりました。そこで、環境社会配慮をどのようにしたらいいかということでございますけれども、大変幅広いということがわかりましたので、今ご議論いただいて、ワーキンググループでまず整理をしていただくと、そのための時間が必要ですね。その上で、できたら11月中に1回、委員会を開きたいと思います、ということで進めます。

それから、今後のためには先ほどJICAの事業それからJBICの事業というかガイドライン、双方との整合がございましたので、できたらJBICからも何らかの情報提供をいただくような格好にしたいと思います。ということで、メンバー等に対しては、若干弾力的に考えていただきたいと思いますが、つまり追加があり得るということですね。も含めて考えたいと思います。ということでよろしいでしょうか、きょうのところは。

それから、ワーキンググループの段階で情報交換していただきますけれども、やはり委員会

の場で環境社会配慮はどうあるべきかということは、次回きちっともう一回確認した方がいいと思いますが、そういうようなことも考えたいと思います。

日程調整を今いたしますか。この場でやっちゃった方がいいですか。

事務局（藤崎） ちょっと難しくなっているものですから、メールでご連絡させていただきます。それで選択肢幾つか出しまして、この中で皆さん多くの方が集まれるところに持っていきたいと思います。

原科委員長 月内ということは。

事務局（藤崎） 11月の後半になると思います。

原科委員長 23がもう休みですね。私が、25から海外出張でいないものから。

事務局（植田） そうしますと、11月20、21日、その間が候補であり得るかなと思うんですが。

原科委員長 私は20の午前中だけです、あいているのは。だから、20日の夕方ならいいんですけども、あとは22の午前中。21は会議が入っていますが、これは調整できれば、午後あきますけれども。

だから、22の午前中なら一番いいんですけども。あと20の夕方ですね、4時半以降。それから21日、4時ぐらいでもいいと思うんですけども。21日の午後は最悪の場合ということで。

事務局（藤崎） そうしましたら22日、水曜日なんですが、水曜日の午前中でご都合が悪い方、いらっしゃいますでしょうか。いかがでございましょうか。

原科委員長 よくないですか。

松本委員 いや、まあ……。この期間、どこも同じですので。

事務局（藤崎） ほかの皆様はいかがですか。そうしましたら、22日の午前中……。

原科委員長 スタートは、10時。

事務局（藤崎） そうですね。

原科委員長 終わりは何時ですか。

事務局（藤崎） きょうが3時間使っておりますので、1時ごろということになりますでしょうか。一応それを一つの目途といたしまして、調整をさせていただきたいと思います。

原科委員長 では、第2回の委員会は、11月22日、午前10時から午後1時までの3時間といたします。そして、それまでにワーキンググループの皆さんは会合を開いていただいて、情報の整理をお願いしたいということになります。よろしいでしょうか。

それから、副委員長は次回まで決めればいいですね。

事務局（藤崎） 皆さんでお決めいただいて、2回目に。

原科委員長 わかりました。

ただ、ワーキンググループに副委員長を入れてもらわないと困る、それはいいのかな。ワーキンググループは副委員長は関係ない……。

事務局（藤崎） お決めいただいて、ご連絡差し上げます。

原科委員長 それは我々が決めちゃえばいいですか。どうですか。どなたがいいですか。

吉田委員 村山先生は でも先生が2人いてもよくないね。委員長、副委員長が先生はよくないから、やはり市民組織代表の方がいいと思いますね。

川村委員 作業部会出席とかいうと、やはり関西なので、なかなか都合がつかない……。

原科委員長 いや、別に必要あるかどうかわからなかったので、聞いただけです。

でも、幹事会の人たちには、早く決めないとまずい。この場で決めちゃった方がいいですね。どうしましょう、どういう感じがいいですか。大学の先生2人というのはよくないかな、川村さんも大学の先生だ。

川村委員 今回NGO枠ですけれども。

原科委員長 どうでしょう、この辺のあたりで、右手方向で 急に静かになりましたね。村山先生、どうですか。

村山委員 ちょっと私はJICAの方もありますので、なかなかスケジュール的に厳しいところがあります。

原科委員長 吉田先生いかがですか。急に静かに、いない人、柳さんにしちゃうか（笑）。

村山委員 いや、でもご本人の同意を得ないといけませんよね。

原科委員長 では、柳さんがノーといたら2人で、もうじゃんけんを決めると。ではそうしましょう。

それでは時間になりましたので、これで閉じさせていただきます。よろしいですか。

何か一言ありましたら。

事務局（植田） あと、きょうの議事録でございますけれども、でき次第、皆様のもとにお送りいたしますので、内容をチェックいただいた上でウェブの方にアップしたいと思います。よろしくをお願いします。

原科委員長 それでは、どうもきょうはありがとうございました。

午後 4時56分閉会